

**富士河口湖町第2次観光立町推進基本計画  
後期計画**

**令和6年3月  
富士河口湖町**



## <目次>

1章. 本計画の目的	1
(1)計画改定の主旨	
(2)本計画の期間	
(3)上位・関連計画の概要（本計画の位置づけ）	
2章. 第2次後期計画の策定にあたって	8
(1)本町の観光の現状	
(2)社会・経済情勢の変化	
(3)前期計画の中間評価と目標達成	
(4)課題の再整理	
3章. 観光立町実現に向けた理念と方向性	26
(1)理念と方向性	
(2)将来像	
(3)目標値の設定	
4章. 観光立町実現に向けた戦略と施策	29
(1)本計画の体系	
(2)4つの柱と8つの戦略キーワード	
(3)36の施策（プロジェクト）	
(4)主な事業推進主体とスケジュール	
5章. 計画管理の進め方	38
(1)本計画のマネジメント	
(2)計画管理のサイクル	
(3)本計画のマネジメント体制	
<参考資料>	
(1) 本計画策定の体制	40
(2) 富士河口湖町観光立町推進基本条例	41

# 1 章. 本計画の目的

---

## (1) 計画改定の主旨

### ①「富士河口湖町第 2 次観光立町推進基本計画」の概要

「富士河口湖町観光立町推進条例」は、わが国の「観光立国」に向けた基本法である『観光立国推進基本法』の方向性と合わせるように、2007(H19)年 3 月に施行された。この条例に基づき、第 1 次となる「富士河口湖町観光立町推進基本計画」が 2009(H21)年 3 月に策定され、本町が目指す観光立町の姿・目標を「住民一人一人が楽しく参画する観光まちづくりプラン」として、10 年間、各種事業を展開してきた。

その後、計画期間は満期を迎え、第 1 次の 10 年間の取り組みを踏まえ、第 2 次観光立町推進基本計画が策定された。

## (2) 本計画の期間

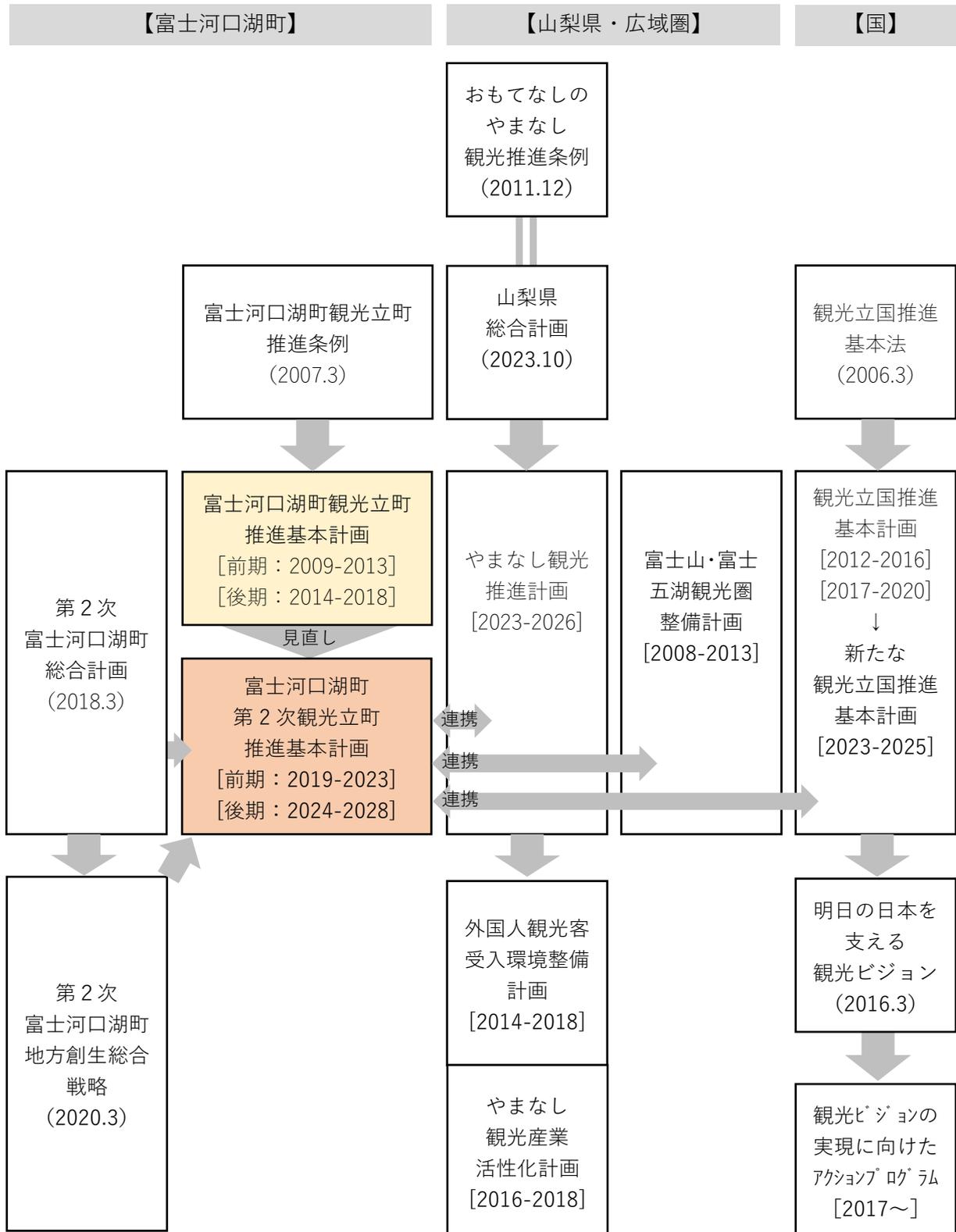
第 2 次となる「富士河口湖町観光立町推進基本計画」の計画期間は、2019 年度から 2028 年度までの 10 カ年計画であり、策定後 5 年が経過したことから、中間期の見直しを行う。

## (3) 上位・関連計画の概要（本計画の位置づけ）

本計画は、「富士河口湖町観光立町推進条例」に基づき、「第 2 次富士河口湖町総合計画」の分野別計画として策定する。策定にあたっては、国、県及び広域圏の観光に関する基本方針や戦略に準ずる形とし、また町内各地区の観光ビジョンを踏まえて目標値及び施策を設定する。

上位計画及び関連計画の関係を図-1 に示す。

図-1 上位関連計画の整理と本計画の位置づけ



## [富士河口湖町の計画]

### ●富士河口湖町観光立町推進条例 2007(H19)年 3 月施行

2007(H19)年 3 月に施行され、第 1 条で“活力ある地域づくり、本町経済の持続的な発展及び町民生活の向上に資すること”と謳っている。第 7 条では、“観光立町の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、富士河口湖町観光立町推進基本計画を定める”としている。

### ●第 2 次富士河口湖町総合計画後期基本計画 2023(R5)年 3 月策定

『ひとを優しくつなぐ 世界に誇るふじのまち』を目指す将来像として、2018～2027 年度で力を入れて取り組むべき 5 つの基本的方向と 38 の基本施策を示している。

観光分野に関しては、将来像を実現するために基本的方向「4：ひとが交わるまち」、基本施策「30：観光の振興」とし、施策の展開の中で 17 の施策と具体的な事業、達成度を測るための指標等を整理している。

表-1 第 2 次富士河口湖町総合計画後期基本計画の概要（観光分野）

目指す姿	観光資源をより一層磨き上げることで、何度でも訪問したくなる国際観光地を目指します。		
施策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 観光資源活用及び観光拠点・施設の充実</li> <li>2 観光イベントの推進</li> <li>3 観光誘客宣伝の推進</li> <li>4 国際観光振興事業</li> <li>5 滞在時間の拡大・観光消費の拡大</li> <li>6 観光振興団体・人材育成の推進</li> <li>7 ホスピタリティ（もてなし）の醸成</li> <li>8 観光情報提供の促進</li> <li>9 観光旅行者 1 次交通の拡充</li> <li>10 観光旅行者 2 次交通の整備</li> <li>11 エコツーリズムの推進</li> <li>12 地域の特色を生かした資源の発掘とテーマに沿った観光振興</li> <li>13 山岳森林資源の活用推進</li> <li>14 味覚資源の発掘・普及・発信の推進</li> <li>15 安心安全の観光地づくりの推進</li> <li>16 広域による観光連携の推進</li> <li>17 観光立町推進基本計画の推進</li> </ol>		
達成度を測るための指標	成果指標	現状値 (2021 年度)	将来目標値 (2027 年度)
	年間入込数 ※県観光入込客統計調査	111 万人	450 万人

## ●第 2 次富士河口湖町地方総合戦略 2020(R2)年 3 月策定

『新しい時代の流れを力にする』を横断的な目標として、2021 (R3) ~2024 (R6) 年度で力を入れて取り組むべき重要業績評価指標 (KPI) と基本施策を示している。

観光分野に関しては、基本目標「人の流れをつくり地域経済を創生する」とし、施策の展開の中で 13 の施策と具体的な事業、達成度を測るための指標等を整理している。

表-1 第 2 次富士河口湖町地方総合戦略の概要 (観光分野)

基本目標	人の流れをつくり地域経済を創生する		
施策	1 観光客の誘致 ① 強力な観光推進体制の構築 ② サイクルツーリズムによる国内外観光客誘致事業 ③ 音楽のまちづくり事業 ④ 富士桜まつり開催事業 ⑤ 世界遺産・富士山への誘客プロモーション事業 ⑥ 富士河口湖町大収穫祭事業 ⑦ 地域の魅力を活かした事業の推進 ⑧ 都内からの観光客の誘致支援 ⑨ 町の情報発信の強化		
達成度を測るための指標	成果指標	現状値 (2019 年度)	将来目標値 (2024 年度)
	年間入込数	552 万人	570 万人
施策	2 国際観光地にふさわしい環境整備 ① 宿泊環境の充実に向けた取組 ② 商店や観光売店におけるキャッシュレス化・免税店化推進事業 ③ 宿泊稼働率の向上事業 ④ まちなか WI-FI 設置事業		
達成度を測るための指標	成果指標	現状値 (2019 年度)	将来目標値 (2024 年度)
	外国人宿泊客数	63 万人	70 万人

### ●地区別観光ビジョン 2011(H23)～2017(H29)年までに地区毎に策定

2009(H21)年3月に第1次富士河口湖町観光立町推進基本計画を策定以降、町内の各地区において、同計画に基づいた施策を進める一方で、地区それぞれの資源や特性を活かして主体的に観光地域づくりに取り組むため、観光事業者や住民等が地区の目指すべき観光地域づくりの方向について検討し、共通認識としてのビジョンをとりまとめている。

表-2 各地区における観光ビジョンの基本理念

地区名	基本理念	策定年
西湖地区	みんなで取り組む質の高い観光地づくり	2011(H23)年3月
大石地区	滞在・滞在が楽しめる観光リゾートの目的地としての「大石」の確立	2012(H24)年3月
勝山地区	地域の資源～モノ・コト・ヒト～の有機的な連携・活用による地域に密着した観光の魅力の再構築	2013(H25)年3月
本栖湖地区	優れた自然環境の中での滞在・活動を基調とした観光地域づくりの着実な推進	2015(H27)年3月
精進湖地区	精進湖観光の魅力の原点の再認識を踏まえた観光資源の磨き上げと、質の高い観光体験の提供	2016(H28)年3月
奥河口湖地区	湖畔や山などの限られた資源の有効活用と地域への効果を確認しながらの取組みの着実な積み重ね	2017(H29)年3月

## [ 県の計画 ]

### ●おもてなしのやまなし観光振興条例 2011(H23)年 12 月施行

“地域への誇りと愛着に基づくおもてなしを県民総参加により推進し、旅行者がやすらぎと感動を覚え、再び訪れたいと思う魅力ある地域づくりを進めること等により、県の観光の振興を図り、もって観光産業が県の基幹的な産業として発展することを通じて、県経済の発展及び活力に満ちた地域社会の実現に寄与すること”を目的としている。条例の第 13 条に、観光推進計画の策定を位置づけている。

### ●山梨県総合計画 2023(R5)年 10 月策定

県政の最上位計画に位置付けられる「山梨県総合計画」の 5 つの戦略の中で、観光分野は「5：先進地「やまなし」を叶える道」に位置付けられ、“地域資源の磨き上げや、自然を生かしたアクティビティの充実等により、観光客の多様なニーズに対応した付加価値の高い観光地づくりに取り組み、本県ならではの美食文化の展開による「グルメン・エコノミー（美食経済）」で賑わう地域づくりを推進する”としている。

### ●やまなし観光推進計画 2024 (R6) 年 3 月策定、計画期間:2023 (R6) ～2026 (R8) 年度

「おもてなしのやまなし観光振興条例」に基づき策定され、総合目標を「山梨のポテンシャルを 100%生かし、観光の質の向上と観光産業の経営基盤の強化を図ることで、観光産業の稼ぐ力を高め、持続可能な観光地・山梨を創出する」と定めている。観光戦略として「受入環境の整備」、「やまなしツーリズムの推進」、「観光地経営の高度化」「人材の確保・定着・育成」の 4 つを掲げ、重点的な取組み及び 7 つの数値目標を設定している。4 つの戦略毎に、「県の主な取組」、「市町村等に期待する取組」、「観光事業者・観光関係団体（NPO 含む）に期待する取組」、「県民に期待する取組」を明記している。

### ●外国人観光客受入環境整備計画 2014 (H26) 年 12 月策定、計画期間:2014 (H26) ～2018 (H30) 年度

「やまなし観光推進戦略」に掲げたインバウンド観光戦略を推進するための実行計画として策定された。“東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催決定を契機に、外国人旅行者が安心して山梨への旅を選択できる誘客活動と旅行者が快適で安全に滞在し、行動できる観光地づくりに必要な施策を段階的かつ効果的に取り組み、世界中の人が憧れるようなグレードの高い国際観光地の形成を目指す”としている。

基本方針は「1. 外国人旅行者への誘客・プロモーション」、「2. 外国人旅行者の受入環境の整備」、「3. 外国人旅行者へのおもてなし」とし、18 の施策と 4 つの数値目標を掲げている。

●やまなし観光産業活性化計画 2016 (H28) 年 3 月策定、計画期間:2016 (H28) ~2018 (H30) 年度

「やまなし観光推進計画」の観光産業活性化分野の行動計画として策定された。また、「ダイナミックやまなし総合計画」において目指すべき新たな地域社会として掲げる「輝き あんしん プラチナ社会」実現に向けた産業連携の核となる計画にもなっている。

計画の目的は、「観光産業発展の好循環の確立による経済や人口問題への貢献」と「観光産業の重要性、将来性についての県民全体での理念の共有」であり、基本方針としては、「1. 観光産業の「稼ぐ力」を高め、「働く魅力」を高める」、「2. 長期的視点での観光財産の創出」、「3. 推進体制の整備」を掲げ、取り組むべき施策と 3 つの数値目標を示している。

[ 広域圏の計画 ]

●富士山・富士五湖観光圏整備計画 2008 (H20) 年 8 月策定、計画期間:2008 (H20) ~2013 (H25) 年度

「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」第 4 条の規定に即し、富士五湖圏域の 6 市町村並びに山梨県が共同して観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を総合的かつ一体的に図るための計画として策定された。

観光圏の目標像は、「世界に誇る富士の自然と文化を活かし、国内外のお客様が行き交い集う観光交流文化圏 ～強力な広域連携による魅力あふれる観光圏づくり～」と設定している。

基本方針は、「1. 圏域内連携・住民交流を強化して、富士山・富士五湖ブランドの形成」、「2. 連泊滞在、何度でもリピートしたくなる魅力づくり」、「3. 快適なアクセス環境の整備」、「4. 的確な情報発信」、「5. 観光人材の育成とネットワーク化」とし、戦略的に推進していくための施策を「地域共通施策（事業）」と「市町村別施策（事業）」に分けて整理している。

数値目標は「量的目標（観光客数、宿泊客数）」と「質的目標（顧客満足度）」を掲げている。

## 2 章. 第 2 次後期計画の策定にあたって

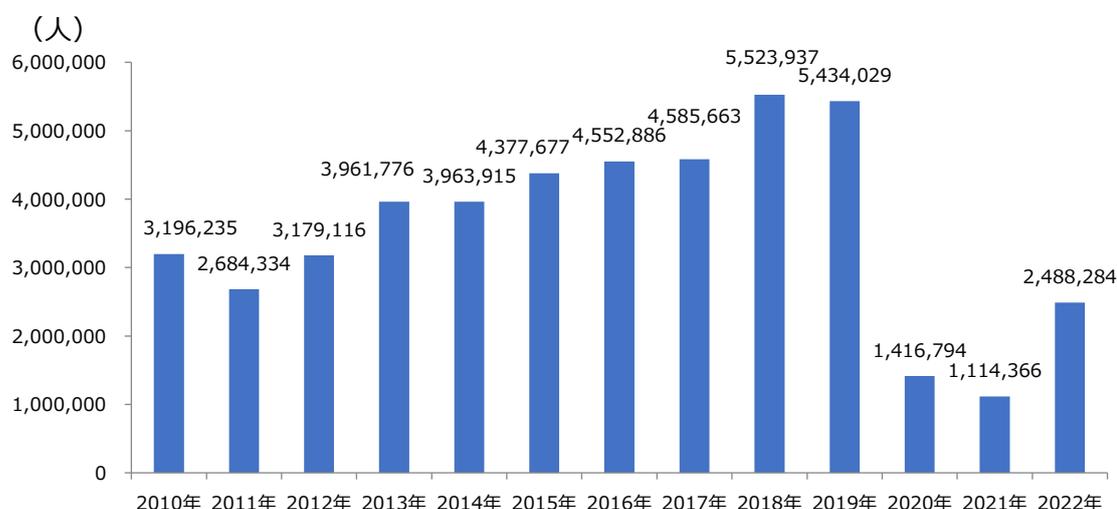
### (1) 本町の観光の現状

#### ① 観光客数

観光客数は 2019 (R 元) 年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きく減少し、直近では 2022 (R 4) 年に 249 万人まで回復した。

町の第 2 次総合計画後期基本計画では、2027 年度に 450 万人を目標値としているが、感染症感染拡大前の観光客数と足元の回復状況によれば、達成可能な水準であると想定される。

図-2 観光入込客数



出典：山梨県観光入込統計調査

#### ② 観光客の特徴

##### <日本人観光客> 【町内 8 地点において聞き取り調査(夏・秋)】

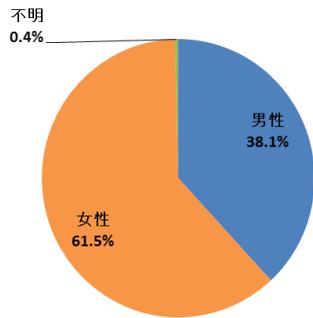
本町を訪れる日本人観光客の特徴は、以下のような傾向にある。

- ・女性客が多い。年齢層は 20 代、30 代と若年層が多く、約半数を占めている。それ以外の世代も偏りはみられない。
- ・県内及び関東圏からの観光客が 3/4 を占めている。残り 1/4 も東海、近畿圏からの観光客であり、全国各地からの誘客には至っていない。
- ・初めて訪れる人が約 4 割、リピーター率 6 割。内約半数が 4 回以上来訪している。
- ・2 人づれ (カップル、夫婦、友人等) の来訪が約半数。一人で訪れる人は 1 割強。
- ・日帰り客が 4 割を超える。宿泊は 1 泊がほとんどで 2 泊以上の滞在は 10.9%に留まる。

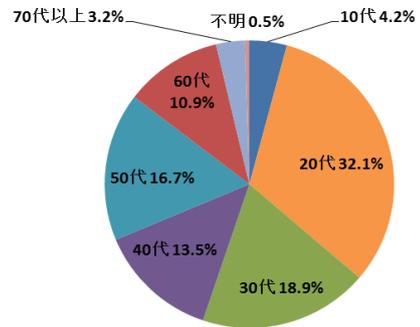
幅広い年齢層の観光客が訪れていて、リピーター率も高い一方で、「より広域 (全国各地) からの誘客」、「おひとり様、3 人以上グループの受入れ」、「長期滞在」といった点がやや弱い傾向がみられる。

図-3 富士河口湖町に訪れる観光客の特徴(日本人)

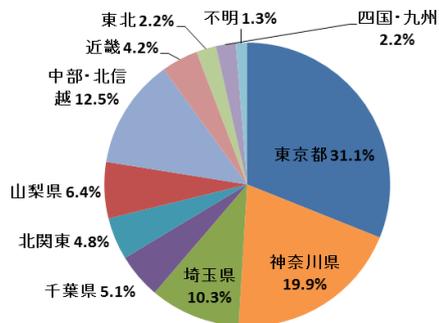
[性別]



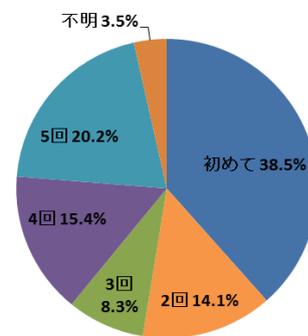
[年代]



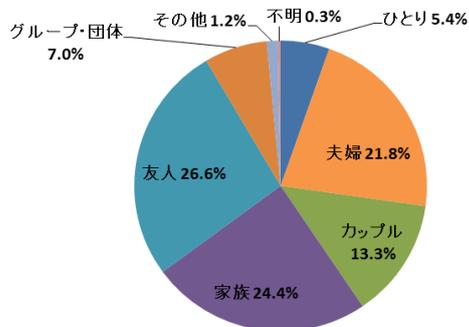
[居住地]



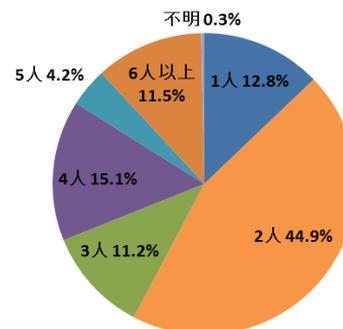
[訪問回数]



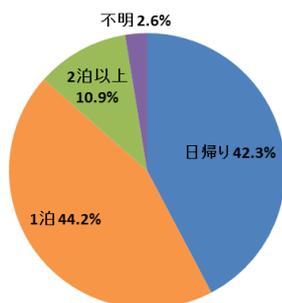
[同行者]



[同行者人数]



[滞在期間]



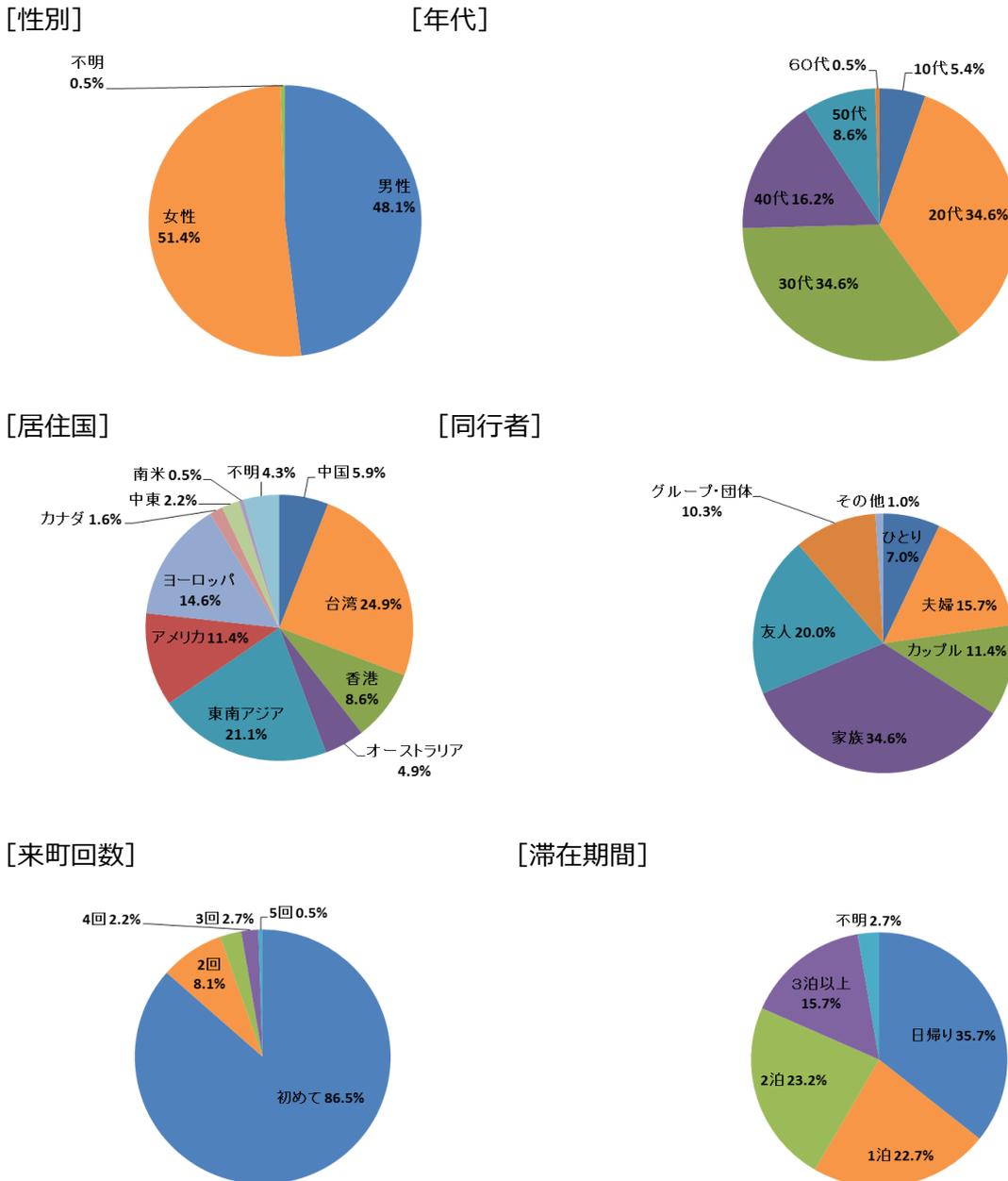
出典：令和5年富士河口湖町観光実態調査

<外国人観光客> 【町内8地点において聞き取り調査(夏・秋)】

本町を訪れる外国人観光客の特徴は、以下のような傾向にある。

- ・男女比はほぼ同率、年齢層は20代、30代が多い。
- ・居住国は、アジアが6割、欧米豪で3割を占める。
- ・家族や友人と訪れる割合が多く、グループ・団体は10.3%と少ない。
- ・初めて訪れる人が約9割弱、複数回訪れているのは1割ほど。
- ・日帰り客が3割強で、宿泊客は1泊と2泊がほぼ同数となっている。

図-4 本町を訪れる観光客の特徴(外国人)



出典：令和5年富士河口湖町観光実態調査

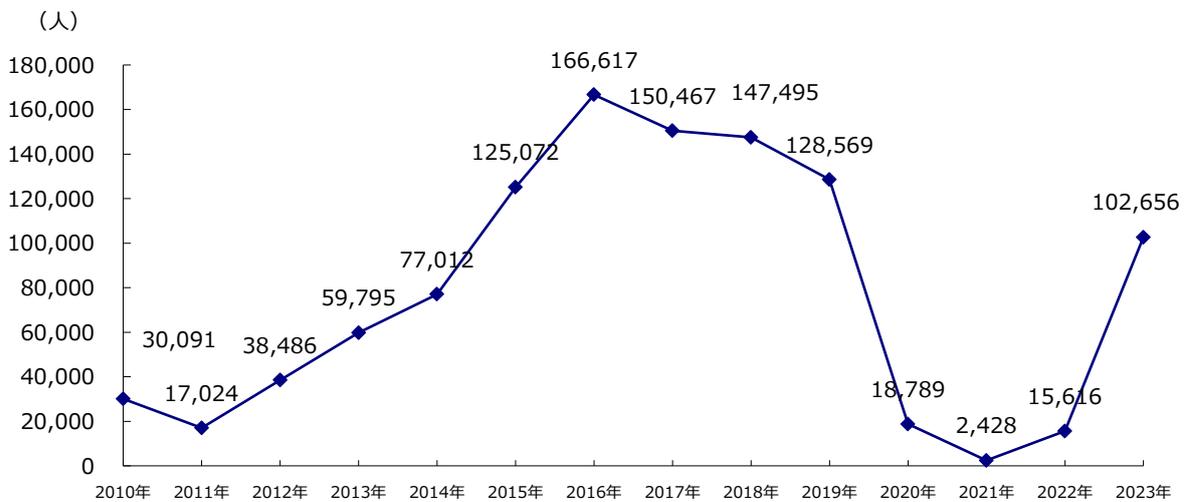
<外国人観光客 2:観光案内所>

外国人観光客数は、2013（H25）年以降高い伸び率で増加していたが、2017（H29）年からは減少傾向となっていた。また、2020（R2）年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、大幅に落ち込んだ。2022（R4）年以降は入国制限が緩和されたことを受け、回復に転じている。

国別では香港、台湾などからの利用者数が増加している。

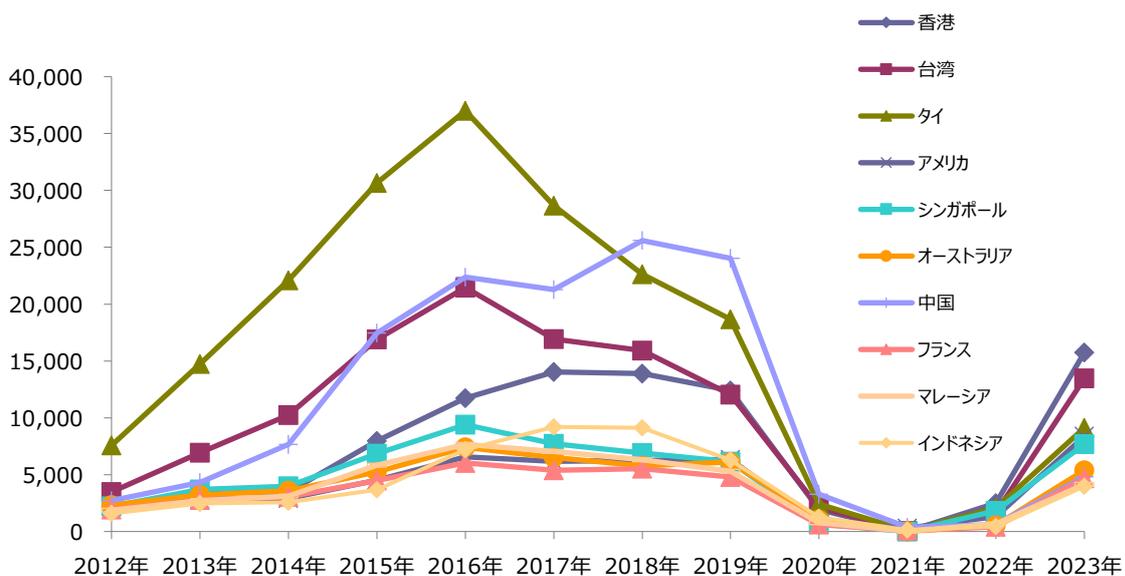
今後は、ある程度外国人観光客が戻ってきたところで、改めて分析を行い、「ターゲット国の設定」、「外国人リピーターのニーズ把握と対応策の検討」などを実施していく。

図-6 富士河口湖観光総合案内所外国人来所者数



出典：富士河口湖町観光連盟

図-7 富士河口湖観光総合案内所国政別外国人利用者数（1～10位）



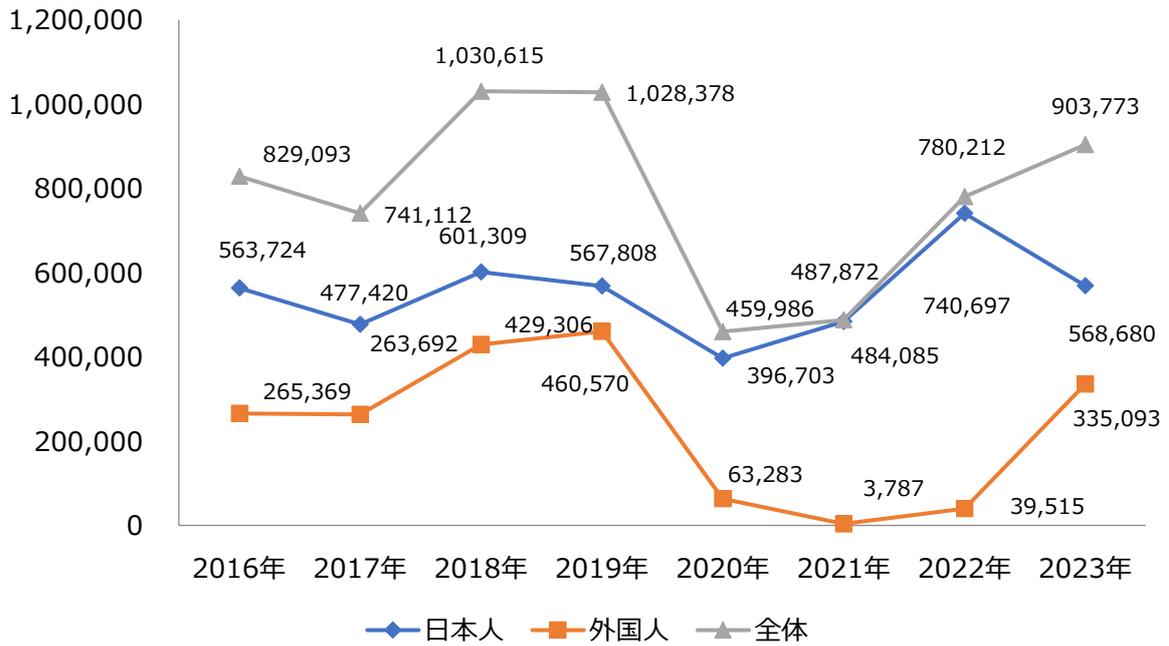
出典：富士河口湖町観光連盟

### ③宿泊客

宿泊客は、2016（H28）年以降、年間宿泊数は100万人を超えていた。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大が始まった2020（R2）年以降は大きく減少した。直近では2023（R5）年に90万人まで回復してきている。

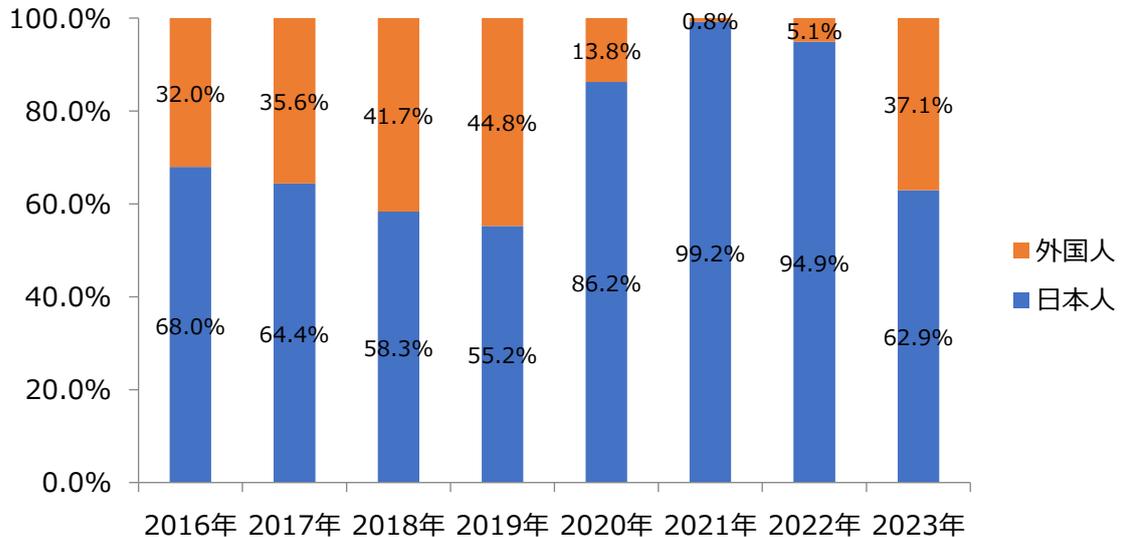
宿泊客の日本人と外国人との割合は、コロナ禍前では最大4割以上まで外国人観光客が増加していたが、コロナ禍となり、ほとんどが日本人となっていた。直近ではコロナ禍前の内訳まで戻ってきている。

図-8 延べ宿泊者数（全体、日本人、外国人）



出典：宿泊旅行統計調査（観光庁）

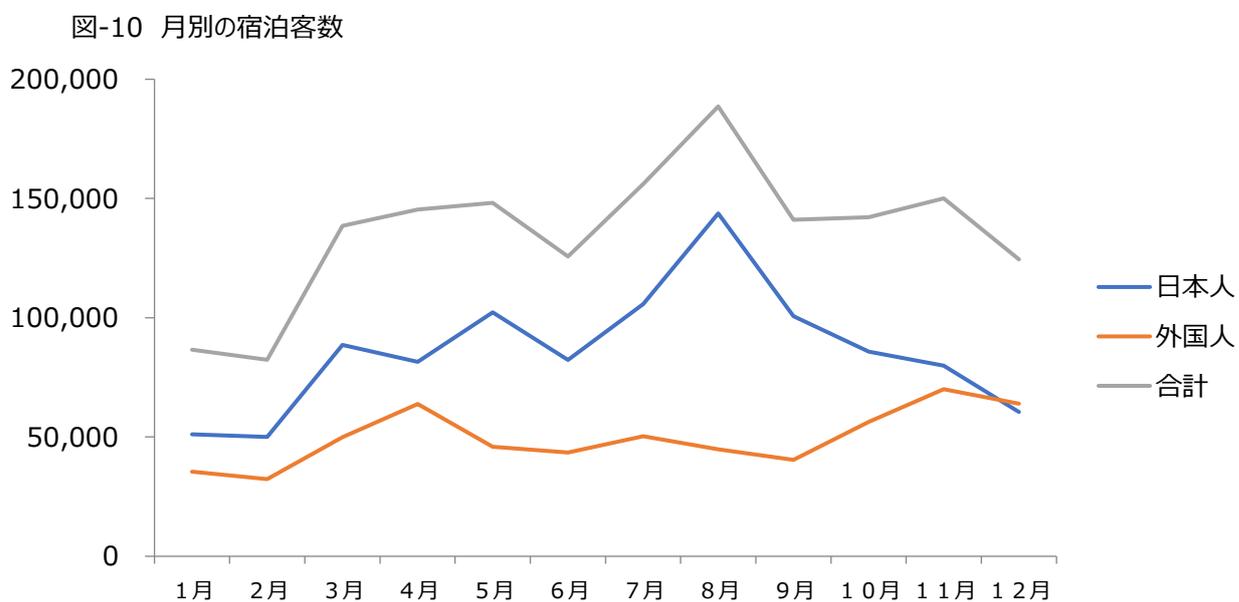
図-9 宿泊者の割合（日本人、外国人）



出典：宿泊旅行統計調査（観光庁）

#### ④外国人宿泊客

2023(R5)年月別の宿泊客数を見ると、日本人客は8月の宿泊が特に多く、12～2月の冬期は減少している。外国人客は、桜が見ごろとなる4月と紅葉の季節である11月に増加している。



出典：令和5年宿泊調査（富士河口湖町観光連盟調べ）

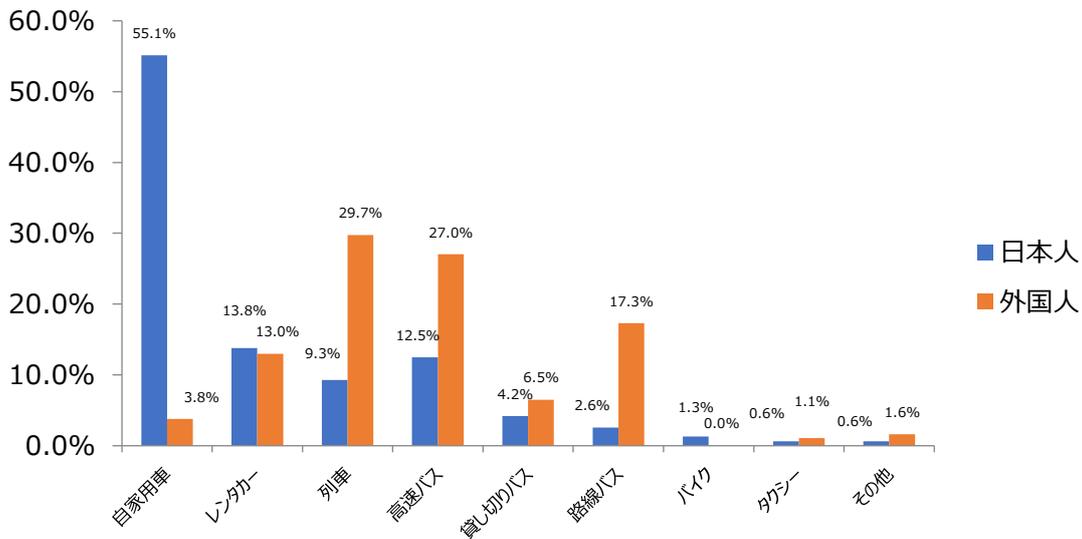
### ⑤交通手段

町内までのアクセスは、日本人客は「自家用車」の利用が多く、外国人客は「列車」や「バス（高速バス、貸切バス、広域路線バス）」の利用が多い傾向にある。

町内の交通手段も、日本人客は車の利用が6割弱を占めている。一方で外国人客は、レトロバスや路線バス、貸し切りバスを利用する割合が多くなっている。

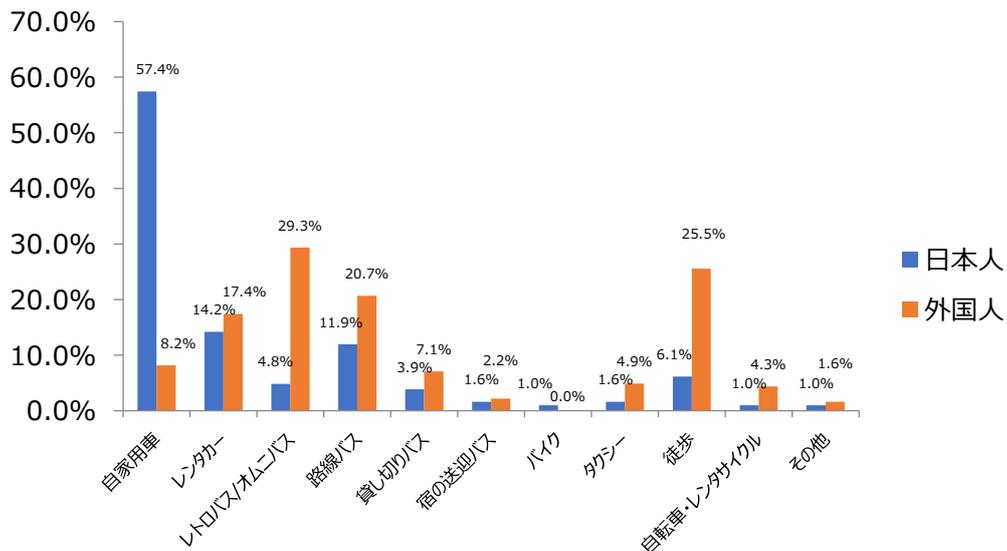
「結節点（駅・道の駅等）からの2次交通」、「駐車場からのバスの使いやすさ」、「遊歩道及び自転車道の快適性・魅力の向上」などが課題となっている。

図-11 町内までのアクセス手段



出典：令和5年富士河口湖町観光実態調査

図-12 町内での交通手段



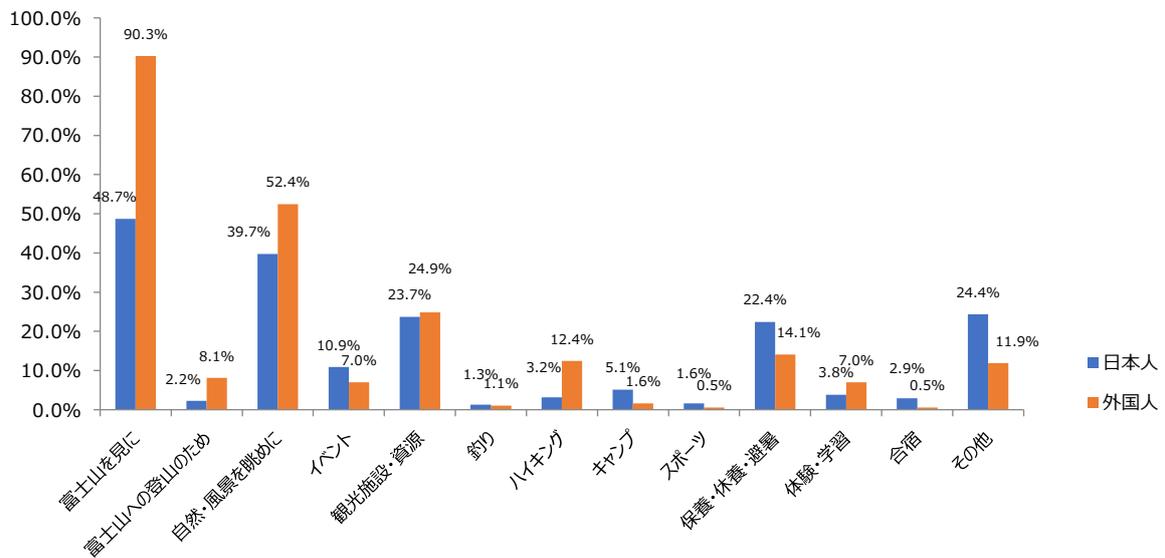
出典：令和5年富士河口湖町観光実態調査

## ⑥旅行目的

日本人客は、「富士山を見に」、「自然・風景を眺めに」、「観光資源・施設」、「保養・休養・避暑」を目的とした観光となっている。一方で外国人客は、「富士山を見に」、「自然・風景を眺めに」、「観光資源・施設」、「保養・休養・避暑」、「ハイキング」と続いている。

富士河口湖町を訪れる一番の目的となっている富士山の景観や自然鑑賞を楽しむためのスポット整備や、自然の中での体験・保養ができるリゾート地としての環境整備への取組みが望まれる。

図-13 旅行目的



出典：令和5年富士河口湖町観光実態調査

## ⑦立寄り地点

立寄り地点は、「河口湖畔」が最も多く、日本人客の8割弱、外国人客の8割強が訪れている。また、富士山のビュースポットである「大石公園」なども立寄り地点の上位にあがっている。

「ロープウェイ」や「忍野八海」など、自然鑑賞を楽しめる施設は、日本人客よりも外国人客の立寄りが多い傾向にある。(図-14)

図-14 立寄り地点



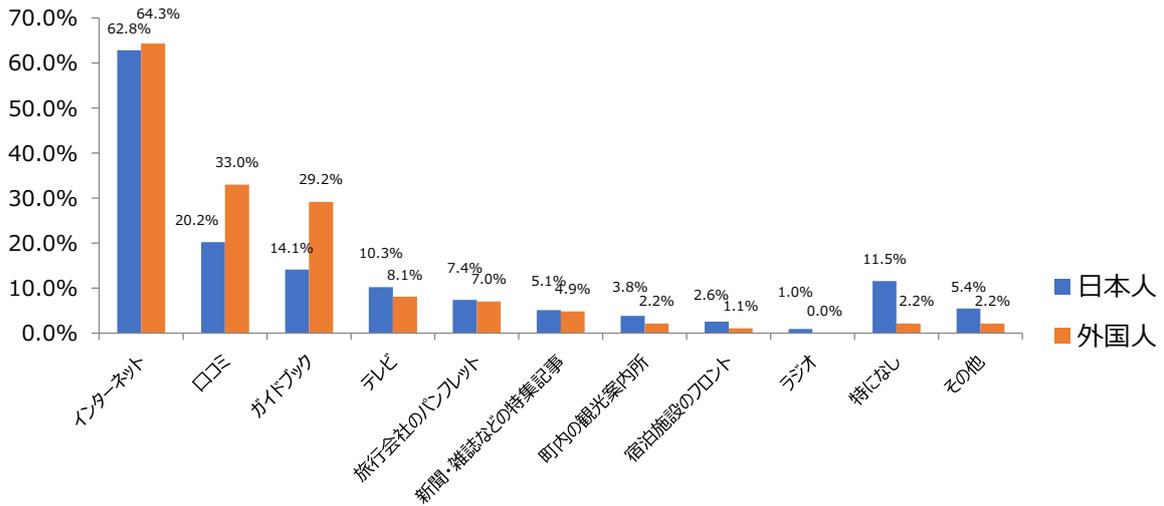
出典：令和5年富士河口湖町観光実態調査

⑧観光情報

日本人客、外国人客ともに、「インターネット」、「口コミ」、「ガイドブック」から情報を収集している。

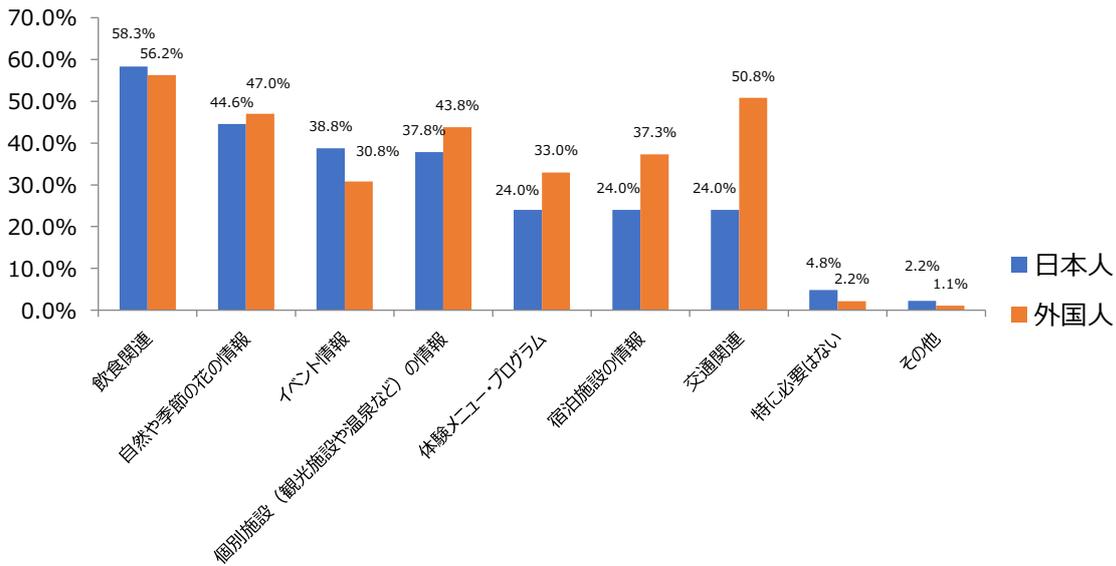
欲しいと思う観光情報は、「飲食関連」、「自然や季節の花の情報」、「観光施設・温泉情報」が共通して高く、日本人は「イベント情報」、外国人は「交通関連」、「宿泊施設」、「体験メニュー・プログラム」のニーズが高い。

図-15 来訪前に使用した観光情報



出典：令和5年富士河口湖町観光実態調査

図-16 欲しいと思う観光情報



出典：令和5年富士河口湖町観光実態調査

### ⑨観光消費額

本町を訪れる観光客の消費額を日帰り客、宿泊客別にみると、前者が日本人 2,550 円、外国人 2,645 円、後者は日本人 20,412 円、外国人 25,387 円となっており、日帰り客と宿泊客の消費単価は約 10 倍の差があることが分かる。また、日本人と外国人の消費の違いは、宿泊の場合により多く認められる。支出項目としては、飲食費や交通費などが多くなっているが、最も異なるのは「その他」であり、具体的にはガイド料や体験料などと推察される。

表-4 富士河口湖町における観光消費額（消費単価）

日帰り	日本人	外国人	宿泊	日本人	外国人
宿泊費	0	0	宿泊費	15,023	14,569
飲食費	1,024	787	飲食費	1,301	3,385
交通費	276	1,014	交通費	1,151	2,281
施設入場料等	218	236	施設入場料等	684	223
買物代	1,005	609	買物代	2,255	2,091
その他	27	0	その他	0	2,838
支出計	2,550	2,645	支出計	20,412	25,387

出典:富士河口湖町推計（2016 年データ）【単位:円】

### ⑩満足度

本町を訪れる観光客の総合満足度は、日本人客、外国人客ともに 9 割以上から「満足」と高い評価が得られている。「大変満足」から「とても不満」までを 5～1 点で配点した平均でみると、総合満足度は日本人、外国人共に「4.5」となり、最も平均が高いのは「自然環境」や「風景」で、「飲食施設」は他と比べてやや低い評価となっている。満足度の平均値は、日本人、外国人とも同様の水準であるが、本計画で取組む各プロジェクトの実施により、総合満足度及び個別満足度さらに上げていくことが求められる。

表-5 富士河口湖町での観光の満足度

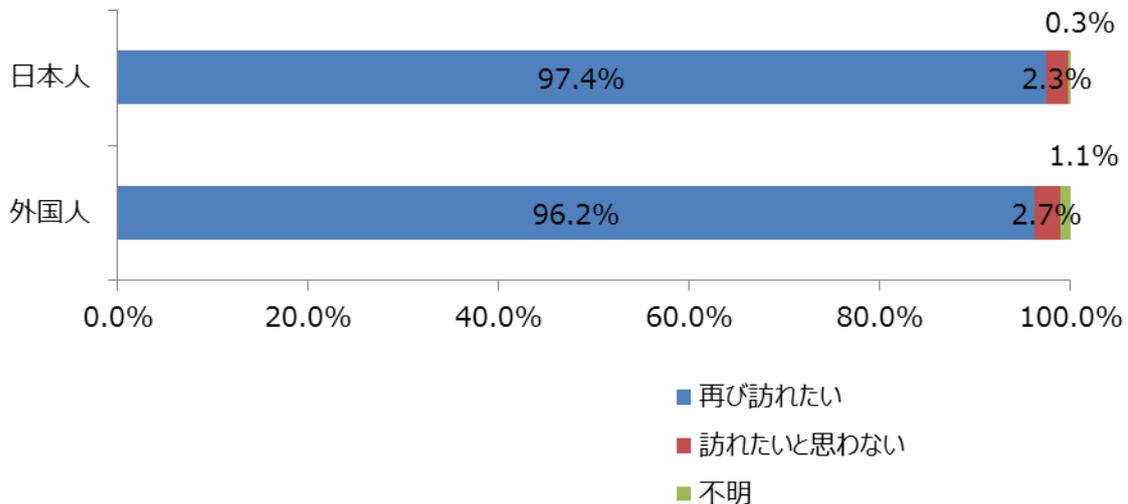
満足度		大変満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	とても不満	平均	未利用	不明
		5	4	3	2	1			
日本人	総合満足度	58.3%	36.1%	4.5%	0.6%	0.2%	4.5	0.0%	0.0%
	富士河口湖で見られる風景	62.5%	30.7%	5.1%	0.6%	0.3%	4.5	0.6%	0.2%
	湖畔や森林などの自然環境	63.8%	30.4%	4.2%	0.3%	0.3%	4.6	1.0%	0.0%
	観光施設（宿泊施設以外）	41.0%	40.1%	13.1%	3.2%	0.6%	4.2	1.6%	0.2%
	飲食施設	34.3%	40.1%	18.6%	4.2%	0.3%	4.0	1.6%	1.0%
	一息つける休憩スペース（ベンチ等）	37.2%	35.6%	21.5%	3.2%	0.3%	4.0	2.2%	0.0%
	地域の人と接した時の対応	41.0%	35.2%	17.6%	0.6%	0.3%	4.1	5.1%	0.0%
	観光案内所やパンフレットによる情報提供	36.2%	34.6%	21.4%	0.6%	0.6%	3.9	6.1%	0.3%
道路標識のわかりやすさ	35.6%	39.4%	20.2%	1.6%	1.0%	4.1	1.6%	0.6%	
外国人	総合満足度	55.7%	38.9%	4.9%	0.0%	0.0%	4.5	0.0%	0.5%
	富士河口湖で見られる風景	55.2%	34.6%	8.1%	0.0%	0.5%	4.4	1.6%	0.0%
	湖畔や森林などの自然環境	66.5%	31.4%	1.6%	0.0%	0.0%	4.6	0.5%	0.0%
	観光施設（宿泊施設以外）	42.7%	47.6%	5.4%	3.2%	0.0%	4.3	1.1%	0.0%
	飲食施設	30.8%	47.6%	14.6%	3.8%	0.0%	4.0	3.2%	0.0%
	一息つける休憩スペース（ベンチ等）	38.9%	41.7%	16.2%	0.5%	0.5%	4.1	2.2%	0.5%
	地域の人と接した時の対応	55.7%	36.2%	5.9%	0.0%	0.0%	4.4	2.2%	0.0%
	観光案内所やパンフレットによる情報提供	51.9%	37.8%	7.0%	2.2%	0.0%	4.4	1.1%	0.0%
道路標識のわかりやすさ	50.8%	36.8%	9.7%	0.5%	0.0%	4.3	2.2%	0.0%	

出典：令和5年富士河口湖町観光実態調査

## ⑪再来訪意欲

再来訪意欲は、日本人客は97.4%、外国人客が96.2%とほとんどの観光客が本町への再来訪を望んでいる。再来訪の機会が提供できる体制の整備が課題と言える。

図-17 本町への再来訪意欲



出典：令和5年富士河口湖町観光実態調査

## (2)社会・経済情勢の変化

### ①国の動向

国においては、2003（H15）年にビジット・ジャパン事業を開始し、観光立国推進基本法の制定やそれに基づく観光立国推進基本計画を策定し、各種施策に取り組んで来た結果、2013（H25）年には訪日外国人旅行者数は1,000万人を達成した。その後も訪日外国人旅行者数は非常に高い伸び率で増加し、2014（H26）年に「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014」で掲げた政府目標 2,000万人を大きく超え、2017（H29）年には2,869万人に達し、2018（H30）年は3,000万人を超え、2019年（R元年）には3188万人となった。

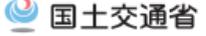
しかし、2020年（R2）以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、国内の観光需要は衰退した。その後、およそ3年間に渡り、同感染症の脅威が続いたが、WHO（世界保健機関）は2023年（R5）5月に同感染症に関する国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態の宣言を終了すると発表。国内でも2023（R5）年5月より同感染症の感染法上の分類が変更され、日常生活が正常化するなか、訪日外国人旅行者も増加傾向となっている。

政府は、疲弊した我が国の観光の復活に向け、2023（R5）年に「観光立国推進基本計画」を策定し、「持続可能な観光」、「消費額拡大」及び「地方誘客促進」をキーワードに、これまで以上に質の向上を重視した観光への転換を推進することとしている。

表-6 国の観光政策への取組み

実施年度	国の取組み
2003（H15）年	<b>ビジット・ジャパン事業</b>
2007（H19）年	<b>観光立国推進基本法</b>
2012（H24）年	<b>観光立国推進基本計画（2012年度～2016年度）</b>
2013（H25）年	<b>ビザ発給要件緩和、外国人旅行者向け消費税免税制度</b>
2014（H26）年	<b>観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014</b>
2016（H28）年	<b>明日の日本を支える観光ビジョン</b> ・訪日外国人旅行者数の政府目標：4,000万人 ・実現目標の大幅な見直し（訪日外国人旅行消費額、リピーター数、地方部での宿泊者数等）
2017（H29）年	<b>観光立国推進基本計画（2017年度～2020年度）</b> <b>観光ビジョン実現プログラム 2017（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2017）</b>
2020（R2）年	<b>新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大</b>
2023（R5）年	<b>新たな観光立国推進基本計画（2023年度～2025年度）</b>

【参考】観光立国推進基本計画の概要

(参考)観光立国推進基本計画(第4次)概要 ~持続可能な形で観光立国の復活に向けて~ 

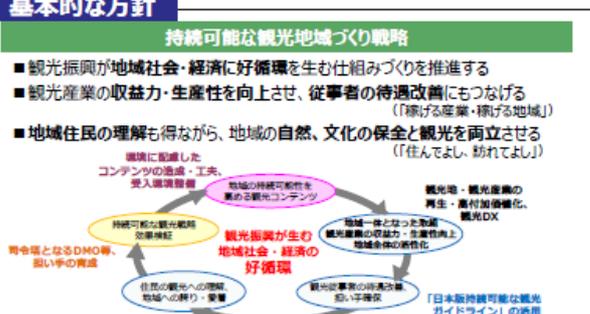
○ 観光はコロナ禍を経て成長戦略の柱、地域活性化の切り札。国際相互理解・国際平和にも重要な役割。  
 ○ コロナによる変化やコロナ前からの課題を踏まえ、我が国の観光を持続可能な形で復活させる。  
 ○ 大阪・関西万博も開催される2025年に向け、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」をキーワードに、「持続可能な観光地域づくり」「インバウンド回復」「国内交流拡大」に戦略的に取り組み、全国津々浦々に観光の恩恵を行きわたらせる。

計画期間：  
令和5～7年度  
(2023～2025年度)

### 基本的な方針

**持続可能な観光地域づくり戦略**

- 観光振興が地域社会・経済に好循環を生む仕組みづくりを推進する
- 観光産業の収益力・生産性を向上させ、従事者の待遇改善にもつなげる  
(「稼げる産業・稼げる地域」)
- 地域住民の理解も得ながら、地域の自然、文化の保全と観光を両立させる  
(「住んでよし、訪れてよし」)



**インバウンド回復戦略**

- 消費額5兆円の早期達成に向けて、施策を総動員する
- 消費額拡大・地方誘客促進を重視する
- アウトバウンド復活との相乗効果を目指す

**国内交流拡大戦略**

- 国内旅行の実施率向上、滞在長期化を目指す
- 旅行需要の平準化と関係人口の拡大につながる新たな交流需要の開拓を図る

### 目標

■ 早期達成を目指す目標：インバウンド消費5兆円、国内旅行消費20兆円  
 ■ 2025年目標（質の向上を強調し、人数に依存しない指標を中心に設定）

地域づくりの体制整備	① 持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数【新】	100地域
インバウンド回復	② 訪日外国人旅行消費額単価【新】	20万円/人
	③ 訪日外国人旅行者一人当たり地方宿泊数【新】	2泊
	④ 訪日外国人旅行者数	2019年水準超え
	⑤ 日本人の海外旅行者数	アジア最大・3割以上
国内交流拡大	⑥ 国際会議の開催件数割合	アジア最大・3割以上
	⑦ 日本人の地方部延べ宿泊者数	3.2億人泊
	⑧ 国内旅行消費額	22兆円

### 主な施策

- 観光地・観光産業の再生・高付加価値化
- 観光DX、観光人材の育成・確保
- 持続可能な観光地域づくりのための体制整備等

- コンテンツ整備、受入環境整備
- 国内需要喚起
- 高付加価値なインバウンドの誘致
- ワークーション、第2のふるさとづくり
- アウトバウンド・国際相互交流の促進
- 国内旅行需要の平準化

**目指す2025年の姿**

■ 活力に満ちた地域社会の実現に向け、地域の社会・経済に好循環を生む「持続可能な観光地域づくり」が全国各地で進められ、観光の質の向上、観光産業の収益力・生産性の向上、交流人口・関係人口の拡大がコロナ前より進んだ形で観光が復活している

■ 万博の開催地である我が国が世界的潮流を捉えた観光地として脚光を浴び、「持続可能な観光」の先進地としても注目されている

出典：観光庁ホームページ

本町第2次観光立町推進基本計画後期計画においては、観光立国推進基本計画における“質の向上を重視した観光へと転換していく”という方向性に準じて、持続可能な観光地を目指した戦略及び施策を実施する。

表-7 第2次計画後期計画への国の視点の取り込み

第2次観光立町推進基本計画策定の視点	第2次観光立町推進基本計画後期計画策定の視点
<p>● 国の方針に準ずる形での観光立町推進基本計画の策定</p> <p>国内でも一級の観光資源である富士山と4つの個性ある湖を有する町として、国際的にも通用する魅力ある観光地を目指す。</p>	<p>● 国の方針に準ずる形での観光立町推進基本計画の策定</p> <p>国内でも一級の観光資源である富士山と4つの個性ある湖を有する町として、国際的にも通用するとともに持続可能な観光地を目指す。</p>

## ②第2次観光立町推進基本計画策定の視点と後期計画への引継ぎ

富士河口湖町第2次観光立町推進基本計画（前期計画：2019（R元）年度～2023（R5）年度）では、第1次の視点を継承し、その後の国や県、町の観光動向を捉えながら、「世界文化遺産としての富士山の保全と活用」、「国際競争力のあるリゾート形成」、「観光危機管理」、「観光産業と人材育成」など表-8に示すような視点で計画策定が行われた。

後期計画では、前期計画の視点を継承し、その後の国や県、町の観光動向を捉えながら、量から質へのシフトを目指し、「持続可能な観光地域づくり」、「消費額拡大」を新たな視点として追加し取り組んでいく。

表-8 後期計画の視点の取り込み

前期計画策定の視点	後期計画策定時の追加すべき視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>観光危機管理体制と環境づくり</u></li> <li>● <u>世界文化遺産としての富士山の保全と活用</u></li> <li>● <u>国際競争力のあるリゾートタウンの形成</u></li> <li>● <u>観光産業と観光人材の育成</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>持続可能な観光地域づくり</u></li> <li>・自然環境の保全や、人材の確保により、持続可能な観光地域づくりを行う</li> <li>● <u>消費額拡大</u></li> <li>・滞在時間の長期化や、アクティビティの活性化により地域経済への波及効果が大きい消費額の拡大を図る</li> </ul>

### (3)前期計画の中間評価と目標達成

#### ①前期計画の施策・事業の中間達成状況

前期計画では、8つの戦略のなかで40施策を設定し実施してきた（表-9）。

後期計画の策定にあたっては、5年間の達成状況をとりまとめ、全施策・事業を「完了」「継続」「見直し」に分類する（表-10）。

継続すべき施策・事業の内容については、次期計画の枠組みに合わせて、施策に取り込むこととする。継続する施策は表-11に示す。

表-9 前期計画の体系と施策数

分類	政策課題	施策数
政策課題別	1) 世界遺産（富士山）と湖を保全しつつより積極的に活用する	5
	2) アクセスの利便性を向上し、域内交通を充実させる	6
	3) 宿泊・滞在機能を多様化しつつ、充実させる	5
	4) 内外ともに戦略的なプロモーションを推進する	4
	5) 観光推進組織の充実と観光人材の育成を図る	8
	6) 多様なリスクを想定し、観光危機管理を推進する	4
	7) 地域住民の観光への理解促進とまちづくりへの参加を促す	4
	8) 全町をあげてユニバーサルデザインに取り組み、日本一を目指す	4
	合計	40

表-10 前期計画の達成状況

達成状況	完了・継続・廃止の判断	施策数
完了	施策に着手し、完了したもの	1
継続	施策の継続が望まれるもの	31
見直し	施策の見直しが必要なもの	8
	合計	40

表-11 後期計画へ引き継ぐ施策の内容

施 策 ( )内の数字は前期計画の施策番号に対応)
(1)世界水準の湖畔観光地としての美観整備の推進
(3)富士山、4つの湖の個性を活かした体験・滞在プログラムの充実
(4)富士山世界文化遺産に沿った環境に配慮した観光の実践
(5)町民が富士山世界文化遺産を学べる機会創出
(7)国中から郡内へのアクセス向上 (リニア新駅からのアクセス向上)
(8)富士山西麓のネットワーク強化
(9)道の駅のブラッシュアップ
(10)歩く観光・自転車観光のための環境整備と情報発信
(12)宿泊施設の受入環境整備
(13)滞在時間を長くする仕組みづくり
(14)飲食施設の魅力向上
(16)冬の魅力アップ
(17)国内観光客への誘致策・プロモーション強化
(18)ターゲット国の特性やニーズを捉えたプロモーション活動
(19)訪日旅行者のリピーター対策の強化
(20)戦略に基づく海外マーケットでの宣伝活動
(21) (一社) 富士河口湖町観光連盟との連携強化
(24)観光施設、宿泊施設、交通機関の外国人対応力の向上
(25)観光を専門とする国内外の大学・学生との連携強化
(26)観光統計の充実と分析強化
(27)観光産業従事者の確保
(28)観光財源の検討
(29)平常時の地域の安全・安心の確保 (地域防災計画の遵守)
(30)非常時の正確かつ迅速な体制整備
(31)防災のまちづくりの推進
(33)観光に対する住民理解の促進
(34)まちづくりと観光に関わる人材の育成
(35)観光まちづくり団体の支援充実
(36)町民による「おもてなし」の推進
(37)官民の連携・協力によるユニバーサルツーリズムの推進
(38)UD に配慮した案内サイン、観光マップ、パンフレットの充実

## ②数値目標の達成状況と成果

前期計画における数値目標とその達成状況については、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、数値目標を変更せず、後期計画終了後に達成状況を検証する。

## (4)課題の再整理

富士河口湖町第2次観光立町推進基本計画策定後の観光施策への取組みや国内外における観光の動向、また本町を訪れる観光客の現状などから、後期計画を策定する上での課題を整理する。

### ◎目指す観光地像の設定

本町の観光は、新型コロナウイルス感染症の影響により入込客数が大きく落ち込んだが、外国人の入国制限の緩和や感染症法上の分類変更を経て、国内、国外ともに観光客が急速に回復しており、このペースでは、近々に同感染症の感染拡大前の宿泊客数の3分の1を外国人が占めるといった状況に回復することが見込まれる。

後期計画の策定にあたっては、国の方針を踏まえつつ、ラグジュアリー観光への推進、アクティビティなどの充実により観光客の滞在時間を伸ばす等、消費額の拡大につなげることや、優れた自然環境を保護し、本町を持続可能な観光地としていく戦略を構築することが課題となる。

### ◎アフターコロナの観光時代への対応(持続可能な観光地を目指して)

本町を訪れる外国人観光客は急速に回復し、交通、観光施設、宿泊・飲食施設等における外国人への対応・対策は急務の課題である。幸い、町の観光調査では目立って評価が低いものはないものの、コロナ禍を経て、団体旅行からFIT(個人旅行)への切り替えが進み、交通渋滞等受け入れ環境の整備やサービスの向上に取り組んでいくことが求められる。

また、そうした短期的な対応に限らず、中長期的には持続可能な観光地を目指していくためのハード整備を含めた交通ターミナルや湖畔環境整備など観光地としての基本的なインフラ整備や非常時の危機管理対策、さらにはユニバーサルデザインについても、時代に合わせた新たな取組みとして計画に反映していくことが求められる。

さらに、この外国人観光客の急速な回復により、交通渋滞や騒音、ごみ問題など地域住民の生活環境の悪化が顕著化しており、オーバーツーリズム解消に向けた取組みが求められる。

### ◎利用者ニーズを踏まえた現実的かつ有効な施策(プロジェクト)の検討

本町では、毎年日本人・外国人観光客を対象とした観光実態調査を実施しており、日本人、外国人双方の観光特性や観光ニーズを捉える重要な調査資料となっている。例えば、日本人観光客は近隣地域からの車利用者が多く立寄り地点が少ないが、外国人観光客はバス、自転車、徒歩で広範囲に観光地点を回り、日本人よりも「富士山」を目的とした行動が多い、といった観光ニーズの違いや楽しみ方の違いが明らかとなっている。

後期計画では、こうした日本人と外国人でニーズの違いなどにも配慮しつつ、交通施策や観光施設の受入体制、情報発信やプロモーションについて、効率的かつ効果的な施策(プロジェクト)の検討を行うこととする。

## 3章. 観光立町実現に向けた理念と方向性

### (1) 理念と方向性

#### ① 観光立国推進基本法の理念

まず、わが国の観光立国に向けた基本的な方針である『観光立国推進基本法』の理念を原点として整理しておく。

第二条 観光立国の実現に関する施策は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要であるという認識の下に講ぜられなければならない。

2 観光立国の実現に関する施策は、観光が健康的でゆとりのある生活を実現する上で果たす役割の重要性にかんがみ、国民の観光旅行の促進が図られるよう講ぜられなければならない。

3 観光立国の実現に関する施策は、観光が国際相互理解の増進とこれを通じた国際平和のために果たす役割の重要性にかんがみ、国際的視点に立って講ぜられなければならない。

4 観光立国の実現に関する施策を講ずるに当たっては、観光産業が、多様な事業の分野における特色ある事業活動から構成され、多様な就業の機会を提供すること等により我が国及び地域の経済社会において重要な役割を担っていることにかんがみ、国、地方公共団体、住民、事業者等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない。

#### ② 富士河口湖町の観光立町における理念

本町の観光立町における理念を以下のように設定する。

◎「富士山」と4つの「湖」を、世界の宝、日本の宝として守り、育て、活用する

◎美しい風景と地域の特徴ある景観を創出し、次世代に継承する

◎観光産業が世界に通用する基幹産業として発展を図る

◎訪日外国人に満足を提供し、再び訪問してもらえる観光地を目指す

◎観光客と地域住民が、安心・安全・楽しく時間を過ごせる豊かなまちを目指す

## (2) 将来像

前期計画策定のために設置されたインバウンド戦略、観光まちづくり戦略の2つのワーキングチーム、さらには「富士河口湖町観光立町推進会議」での議論などを踏まえ、本町観光の将来像として以下の通り設定されたものを踏襲する。

**富士山と個性ある湖《河口湖、西湖、精進湖、本栖湖》が広がる**

**美しく快適な世界水準リゾート・富士河口湖**

## (3) 目標値の設定

新型コロナウイルス感染症の影響からの回復を最優先し、当初設定の目標値を達成するためにも、目標値については、計画策定時の数値を踏襲し、表 12 の通り、観光客数の増加、宿泊客の増加、消費単価増加等、7つの目標値を設定する。

表-12 5年後の目標数値

指標		現状	目標値	データ元
①観光客数	観光入込客数	249万人 (2022)	520万人	山梨県観光入込客統計調査(山梨県)
②宿泊者数	延べ宿泊者数	904千人泊 (2023)	1,200千人泊	宿泊旅行統計調査(観光庁)
	外国人宿泊客数	335千人泊 (2023)	420千人泊	
	外国人宿泊客の割合	37.1% (2023)	35%	
③旅行消費額	日帰り日本人	2,550 (2016)	3,800円/人	観光消費調査(富士河口湖)
	日帰り外国人	2,645 (2016)	4,000円/人	
	宿泊日本人	20,412 (2016)	30,000円/人	
	宿泊外国人	25,387 (2016)	38,000円/人	
④リピーター率	来町回数(日本人)	複数回: 58.0% (2023)	50%	観光ニーズ調査(富士河口湖町)
	来町回数(外国人)	複数回: 13.5% (2023)	20%	
⑤外国人観光客特性	観光総合案内所国別利用者割合	アジア圏: 68.6% (2023)	50%	観光案内所統計(富士河口湖町観光連盟)
⑥満足度	総合満足度(日本人)	58.3% (2023)	70%	観光ニーズ調査(富士河口湖町)
	総合満足度(外国人)	55.7% (2023)	70%	
⑦再来訪意欲	再来訪意欲(日本人)	したい: 97.4% (2023)	98%	観光ニーズ調査(富士河口湖町)
	再来訪意欲(外国人)	ある: 96.2% (2023)	98%	

(注1)②宿泊者数について

「宿泊調査(富士河口湖町観光連盟調べ)」と「宿泊旅行統計調査(観光庁)」の2つのデータが存在するが、前者は日本人宿泊客の実数が把握できていないことから両方の数値がそろっている観光庁のデータを使用することとしている。

(注2)③観光消費額について

コロナ禍以降、観光消費額の調査が行えていないため、計画策定時のデータを使用している。

## 4章. 観光立町実現に向けた戦略と施策

### (1)本計画の体系

#### ①富士河口湖町観光立町推進条例の理念

次いで、観光立国推進基本法の基本的な理念を共有しつつ、富士河口湖町としての観光立町を目指す基本的な方針について『富士河口湖町観光立町推進条例』から整理しておく。

##### 第 2 章 基本的施策

##### 第 2 節 魅力ある観光地の形成

国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成

観光資源の活用による魅力ある観光地の形成

観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設等の総合的な整備

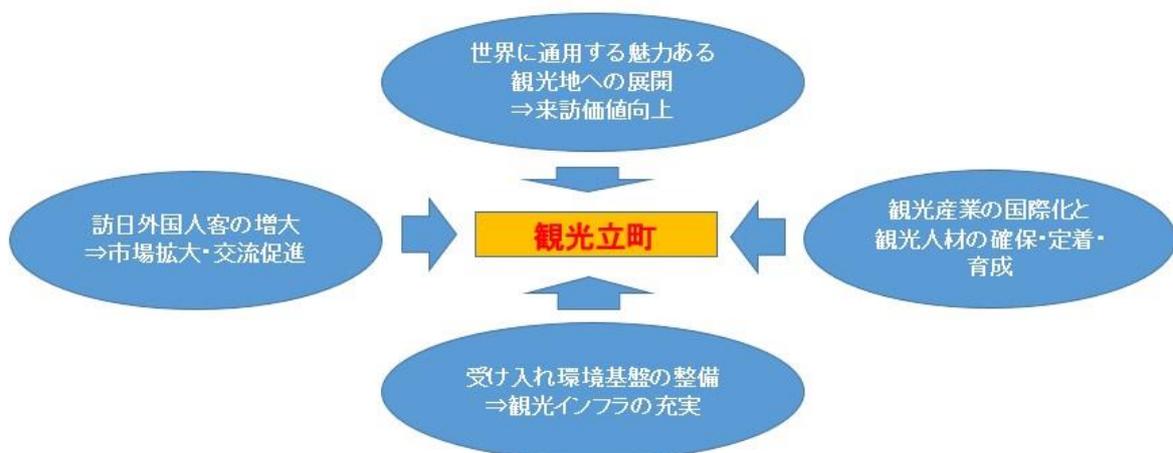
##### 第 3 節 観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

##### 第 4 節 国際観光の振興

#### ②富士河口湖町観光の 4 つの柱

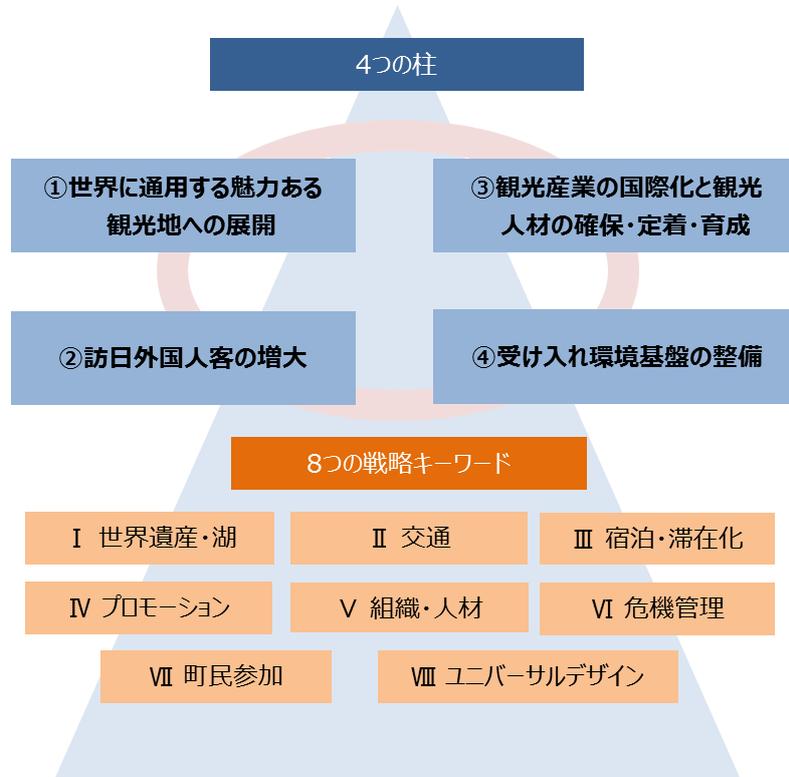
『富士河口湖町観光立町推進条例』の理念を踏まえ、観光立町の柱を以下の通り、4 つ設定する。

- ◎ 世界に通用する魅力ある観光地への展開 ⇒ 来訪価値向上
- ◎ 受け入れ環境基盤の整備 ⇒ 観光インフラの充実
- ◎ 観光産業の国際化と観光人材の確保・定着・育成
- ◎ 訪日外国人客の増大 ⇒ 市場拡大・交流促進



## (2)4つの柱と8つの戦略キーワード

本町の観光戦略のキーワードを以下のように8つ設定する。



戦略としては、

- I 世界遺産（富士山）と湖を保全しつつ、より積極的に活用する**
- II アクセスの利便性を向上し、域内外の交通を充実させる**
- III 宿泊・滞在機能を多様化しつつ、充実させる**
- IV 内外ともに戦略的なプロモーションを推進する**
- V 観光推進組織の充実と観光人材の育成を図る**
- VI 多様なリスクを想定し、観光危機管理を推進する**
- VII 地域住民の観光への理解促進とまちづくりへの参加を促す**
- VIII 全町あげてユニバーサルデザインに取り組み、日本一を目指す**  
と設定する。

### (3) 施策(プロジェクト)

8つの戦略を実現させるため、それぞれの施策(プロジェクト)を以下のように設定する。

#### I 【世界遺産・湖】 世界遺産(富士山)と湖を保全しつつ、より積極的に活用する

##### 【プロジェクト 1】 世界水準の湖畔観光地としての美観整備の推進

- ・富士山の眺望の確保や湖畔遊歩道の快適性を保つため、湖畔を中心に環境美化活動の推進や、美観を損なう人工物の撤去や改修等の整備を行う。
- ・季節や時間による富士山の様々な表情を眺めることができるビューポイントを整備する。

##### 【プロジェクト 2】 富士山、4つの湖の個性を活かした体験・滞在プログラムの充実

- ・地域資源を活かした体験・滞在プログラムの情報集約を行い、魅力向上につなげる。
- ・多様なニーズにも対応できるように、湖岸を活用したフィッシング、マウンテンバイク、バギー等のレジャーや、湖面を利用したカヌー、サップ等のスポーツを行う事業者との連携、情報発信を行う。

##### 【プロジェクト 3】 富士山世界文化遺産に沿った環境に配慮した観光の実践

- ・富士山の文化遺産としての認知度を高めるため、構成資産を中心とした観光資源の情報発信を進めていく。

##### 【プロジェクト 4】 富士五湖首都圏フォーラムの推進

- ・富士五湖首都圏フォーラムに参画し、富士五湖地域の高付加価値化を推進することで、国内外から人の流れを生み、町の経済を活性化させる。

##### 【プロジェクト 5】 町民が富士山世界文化遺産を学べる機会創出

- ・これまで実施してきた「観光まちづくりカレッジ」や「歴史文化財講座」等での知見やノウハウを継承し、多くの町民が興味をもって参加できるようにしていく。

#### II 【交通】 アクセスの利便性を向上し、域内外の交通を充実させる

##### 【プロジェクト 1】 国中から郡内へのアクセス向上(リニア新駅からのアクセス向上)

- ・開通予定のリニア中央新幹線の間接駅として甲府市に計画されている(仮)山梨県駅から、観光で本町に訪れる来訪者が目的地まで円滑に移動できるように、アクセス環境の充実を図る。

##### 【プロジェクト 2】 富士山西麓のネットワーク強化

- ・鉄道駅がなく河口湖駅から離れた富士山西麓エリアへのアクセス環境を改善し、町内周遊を促すため、観光ルートの整備、バス便の充実、交通情報の充実等の交通ネットワークの強化を図る。

### 【プロジェクト 3】道の駅のブラッシュアップ

- ・「道の駅かつやま」への立寄りを増やし、本町での観光消費を促すため、これまで実施してきた物販、飲食、情報発信の各機能を評価し、観光客の満足度が高まるように改善する。

### 【プロジェクト 4】歩く観光・自転車観光のための環境整備と情報発信

- ・ゆっくり滞在しながら町内で時間消費する観光客を誘致するため、安全で心地よく散策を楽しめる湖畔遊歩道の整備を進める。幅員に余裕のある場所には、自転車レーンを整備する。
- ・河口湖周遊サイクリングロード（ブルーライン）の利用促進を図るため、周遊マップの配布等を通じて情報発信を行う。

### 【プロジェクト 5】新たな移動手段の導入の検討

- ・周遊バスの混雑や、交通渋滞の緩和のため、自動運転バスなど、新たな移動手段の導入を検討する。

## III 【宿泊・滞在化】宿泊・滞在機能を多様化しつつ、充実させる

### 【プロジェクト 1】宿泊施設の受入環境整備

- ・外国人観光客の受入れやサービス向上を目的とした各種セミナーを開催する。

### 【プロジェクト 2】滞在時間を長くする仕組みづくり

- ・観光客の消費機会を増やすため、現在は選択肢が少ないナイトスポットなどの観光プログラムの情報発信を強化する。
- ・河口湖エリアや西湖エリアと比較し、誘客に課題のある精進湖・本栖湖エリアへ観光誘客施設を整備し、町内の滞在時間を増やすと同時に、局所的に集中する観光客を町域全体に分散させ、オーバーツーリズムを解消する。

### 【プロジェクト 3】飲食施設の魅力向上

- ・泊食分離のニーズが年々増加していることから、素泊まり需要に対応するため、富士河口湖町の新たな魅力として飲食施設の情報発信を強化する。

### 【プロジェクト 4】冬の魅力アップ

- ・観光利用の平準化を図るため、冬期ならではの町内の楽しみ方を提案するイベントやアクティビティを強化し、誘致活動を展開する。

### 【プロジェクト 5】ラグジュアリー観光への推進

- ・ラグジュアリー観光への推進の課題として、ラグジュアリー層向けのコンテンツが整っていない現状があるので、ラグジュアリー層のニーズを調査し、魅力的なコンテンツを提供できる体制の強化を図る。
- ・ラグジュアリー層の取り込みに向け、接客レベルの向上など受け入れ態勢の強化を図る。

## IV 【プロモーション】内外ともに戦略的なプロモーションを推進する

### 【プロジェクト 1】 観光統計の充実と分析強化

- ・平成29年より公表をしている富士河口湖町観光年報や、隔年で行っている観光ニーズ調査、観光消費額調査、年に数回公表している富士河口湖町観光トピックスを継続して行い、戦略的なプロモーションを行うため分析を強化する。

### 【プロジェクト 2】 国内観光客への誘致策・プロモーション強化

- ・国内客については、首都圏中心の誘致圏を今後、全国に拡大するため、メディアへの情報提供や展示会への出展、拡散効果が期待できる動画配信など、各種情報媒体における本町の露出度を高め、富士河口湖の知名度を高めていく。
- ・プロモーション活動におけるターゲット層を明確にし、本町に訪れている観光客の層を比較し、プロモーション活動の効果測定を行うとともに、誘致するターゲット層の見直しを行う。

### 【プロジェクト 3】 ターゲット国の特性やニーズを捉えたプロモーション活動

- ・ターゲット国に対するプロモーション活動として、町独自の事業の他、観光庁や山梨県が実施する商談会やメディア招聘ツアー等のインバウンド関連事業に積極的に参加し、ターゲット国とのネットワークを構築する。

### 【プロジェクト 4】 リピーター対策の強化

- ・本町を日本のリゾート地として認知してもらい、再訪日の際に再び訪れてもらえるように、滞在環境の整備を進め、滞在する魅力を発信できるようにする。

### 【プロジェクト 5】 戦略に基づく海外マーケットでの宣伝活動

- ・比較的足早に観光周遊するアジアから、滞在期間の長い欧米豪の利用割合を徐々に高められるように宣伝活動を展開する。
- ・訪日外国人が参考情報として重視しているWeb及びSNSにおいて英語での情報発信を強化する。

## V 【組織・人材】観光推進組織の充実と観光人材の育成を図る

### 【プロジェクト 1】 (一社)富士河口湖町観光連盟との連携強化

- ・町内の観光情報を一元管理して効果的に発信できるように、観光案内所を核として、観光情報を収集・発信するための町内ネットワークを構築する。

### 【プロジェクト2】 観光施設、宿泊施設、交通機関の外国人対応力の向上

- ・観光客に接する機会の多いホテル、旅館、飲食店、タクシー、商店等の従業者が、観光行動をサポートする観光案内や心のこもったもてなしができるように、訪日外国人を受け入れるための接客マナーや各国

の習慣等を盛り込んだ接客マニュアルを作成し、配布する。

- ・旅行者向けにも、日本の習慣や施設の使い方などを解説するマナーマニュアルを作成し、配布する。

### 【プロジェクト 3】 観光を専門とする国内外の大学・学生との連携強化

- ・観光を専門とする国内外の大学と連携することで学生が本町のファンになり、大学のゼミ活動や研究活動を通じて学生の意見や考えを採り入れる機会をつくり、学生の活動を支援することで、次世代の担い手になることを期待する。

### 【プロジェクト 4】 観光産業従事者の確保

- ・訪日外国人の増加により人材が不足している宿泊施設等の従業員を確保するため、留学生等、多言語対応が可能な外国人と宿泊施設を始めとする観光施設とのマッチングを積極的に行う。

### 【プロジェクト 5】 観光財源の検討

- ・観光事業の推進に必要な財源を確保を目的とし、入湯税に加えて、観光事業に活用できる税金（宿泊税）や施設利用料収入等の財源を検討する。

## VI 【危機管理】多様なリスクを想定し、観光危機管理を推進する

### 【プロジェクト 1】 平常時の地域の安全・安心の確保(地域防災計画の遵守)

- ・平常時の観光客の受入体制として、事故発生時に適切に対処できるように、観光関係機関と警察署及び消防署、医療機関との連携を強化する。
- ・観光客に接する機会が多い観光施設、宿泊施設、商店等では、災害時に観光客を適切に誘導できるように訓練し、防災体制を強化する。

### 【プロジェクト 2】 非常時の正確かつ迅速な体制整備

- ・災害発生時に滞在する観光客に対する情報提供は、町防災行政無線、広報車の巡回広報、職員による直接広報、インターネットの町ホームページへの掲載、公式ツイッター、テレビ、ラジオ、新聞などの報道機関、CATV局を通じて行う。また、WIFIエリアの拡大に伴い、災害発生時の情報提供システムの構築を検討していく。
- ・災害発生時に旅行者、外国人を避難所に誘導するため、避難所の案内標識に外国語を併記するとともに、防災マップ等を公営施設や観光施設の窓口に備え配布する。
- ・町内で大規模な集客イベントを実施する場合は、緊急時の対応を示したマニュアルの作成を指導する。

### 【プロジェクト 3】 防災のまちづくりの推進

- ・観光施設が災害時に危険となる箇所、火災が発生しやすい場所を特定し、防災計画に活かせるように、河口湖消防署の協力を得て防災診断の実施を促進する。
- ・上記防災や耐震診断の結果を受けて、耐震化、防火改修を行うよう指導していく。
- ・土砂災害の警戒区域を示したハザードマップや避難施設と富士山噴火の避難ゾーンを示した富士山火

山防災避難マップを更新し、観光客も入手できるようにする。

- ・観光客も災害時に町内に避難することを想定し、食料備蓄や災害時トイレを確保する。

#### 【プロジェクト 4】 オーバーツーリズムへの対応

- ・河口湖駅前の混雑や、河口湖周辺の渋滞が通年化し、住民の暮らしに支障が出る「オーバーツーリズム」の問題が当町においても顕在化しているため、受け入れ環境の整備、観光客の分散等の対策を行う。
- ・特に観光客の分散については、閑散期対策、朝観光、夜観光、観光地の分散化などの3つの分散に取り組む。

### VII 【町民参加】地域住民の観光への理解促進とまちづくりへの参加を促す

#### 【プロジェクト 1】 観光に対する住民理解の促進

- ・観光の取組みや動きを、「観光かわら版」として広報等を通じて情報発信するとともに、町の観光に対する住民の「声」を集めるためのアンケート等を実施する。

#### 【プロジェクト 2】 まちづくりと観光に関わる人材の育成

- ・歴史文化活動、緑化活動、外国語、観光ガイドなど、観光まちづくりに関わる人材、あるいは団体を観光サポーターとして登録し、本計画における各種施策の中で得意分野の取組みとのマッチングを行う。活躍の場を広げることによって、観光まちづくりに関わる人材の増加と育成を促していく。

#### 【プロジェクト 3】 観光まちづくり団体の支援充実

- ・他地域の事例を学習する機会を設けることによって、参加住民のモチベーションの向上と、団体相互の観光教育の強化を図る。

#### 【プロジェクト 4】 町民による「おもてなし」の推進

- ・富士河口湖の美しい環境を維持し来訪者をあたたかく迎え入れるため、多くの来訪者が集まる観光施設や観光ルートを中心に、町民による地域清掃活動を支援する。清掃活動を通じて、来訪者に対するおもてなしの意識を高めていく。

### VIII 【ユニバーサルデザイン】全町あげてユニバーサルデザインに取り組み、日本一を目指す

#### 【プロジェクト 1】 官民の連携・協力によるユニバーサルツーリズムの推進

- ・町観光連盟を中心に取組んでいる「高齢者と障がい者に優しい観光まちづくり」の活動を推進するとともに、子供連れ旅行者も含め、誰でも安心安全に観光が楽しめる施設整備、サービス提供、情報発信を行う。
- ・駅や観光施設、宿泊施設などでの車いすやバギーの貸し出し、安全な移動のための歩道整備（段差解消、拡幅等）、トイレの洋式化などに取り組む。トイレや歩道などのハード整備が整うまでは、既存施設やルートでの観光コースの設定を行う。

- ・施設整備に関しては、官民ともにユニバーサルデザインを意識するとともに、観光客に接する機会の多いホテル、旅館、飲食店、タクシー、商店等では、介助研修等を実施し、従業者の意識醸成と技術習得を図る。
- ・様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあう「心のバリアフリー」を推進する。

#### 【プロジェクト 2】観光施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入

- ・年齢や障がいの有無にかかわらず、誰でも快適に観光を楽しめるように、観光施設においては、積極的にバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進する。

#### 【プロジェクト 3】UD に配慮した案内サイン、観光マップ、パンフレットの充実

- ・初めて訪れた人でも迷わず、安心して観光を楽しめるように、情報ツールとなる案内サイン、観光マップ、パンフレット等は、わかりやすさと見やすさを重視して作成する。

## (4)主な事業主体とスケジュール

36の施策（プロジェクト）について、主な事業推進主題は以下のように設定し、実施スケジュールは、2024(R6)年度よりすべての施策をスタートする予定である。なお、主な推進主体と推進スケジュールについては、事業内容などの詳細が確定していくことによって変更もあり得る。

8つの戦略	36の施策（プロジェクト）	主な事業推進主体						
		行政 (町)	観光連盟	河口湖 商工会	各地区 観光協会	民間企業	住民	その他
I 【世界遺産・湖】 世界遺産（富士山）と湖を保全しつつ、 より積極的に活用する	①世界水準の湖畔観光地としての美観整備の推進	●都市			●	●	●	●国/県
	②富士山、4つの湖の個性を活かした体験・滞在プログラムの充実	●観光	●		●	●		
	③富士山世界文化遺産に沿った環境に配慮した観光の実践	●観光			●	●		●国/県
	④富士五湖首都圏フォーラムの推進							
	⑤町民が富士山世界文化遺産を学べる機会創出	●観光/生涯			●		●	
II 【交通】 アクセスの利便性を向上し、域内交通を 充実させる	①国中から郡内へのアクセス向上（リニア新駅からのアクセス向上）	●都市						●国/県
	②富士山西麓のネットワーク強化	●観光	●		●	●		
	③道の駅のフラッシュアップ	●観光/農林			●			
	④歩く観光・自転車観光のための環境整備と情報発信	●観光/都市				●		
	⑤新たな移動手段の導入の検討	●観光/都市				●		
III 【宿泊・滞在化】 宿泊・滞在機能を多様化しつつ、充実させ る	①宿泊施設の受入環境整備	●観光	●	●	●	●		●国/県
	②滞在時間を長くする仕組みづくり	●観光	●		●	●		
	③飲食施設の魅力向上	●観光	●	●	●	●		
	④冬の魅力アップ	●観光	●		●			
	⑤ラグジュアリー観光への推進	●観光						
IV 【プロモーション】 内外ともに戦略的なプロモーションを推進 する	①観光統計の充実と分析強化	●観光	●					
	②国内観光客への誘致策・プロモーション強化	●観光	●					
	③ターゲット国の特性やニーズを捉えたプロモーション活動	●観光	●					
	④リピーター対策の強化	●観光	●		●	●		
	⑤戦略に基づく海外マーケットでの宣伝活動	●観光	●					
V 【組織・人材】 観光推進組織の充実と観光人材の育成 を図る	①（一社）富士河口湖町観光連盟との連携強化	●観光	●		●	●		
	②観光施設、宿泊施設、交通機関の外国人対応力の向上	●観光			●	●		
	③観光を専門とする国内外の大学・学生との連携強化	●観光						
	④観光産業従事者の確保	●観光	●	●	●	●		
	⑤観光財源の検討	●観光						
VI 【危機管理】 多様なリスクを想定し、観光危機管理を 推進する	①平常時の地域の安全・安心の確保（地域防災計画の遵守）	●観光・地域防災			●	●		
	②非常時の正確かつ迅速な体制整備	●観光・地域防災			●	●		
	③防災のまちづくりの推進	●観光・地域防災			●	●		
	④オーバーツーリズムへの対応	●観光						
VII 【町民参加】 地域住民の観光への理解促進とまちづく りへの参加を促す	①観光に対する住民理解の促進	●観光					●	
	②まちづくりと観光に関わる人材の育成	●観光			●	●	●	
	③観光まちづくり団体の支援充実	●観光					●	
	④町民による「おもてなし」の推進	●観光/環境			●	●	●	
VIII 【ユニバーサルデザイン】 全町あげてユニバーサルデザインに取り組 み、日本一を目指す	①官民の連携・協力によるユニバーサルツーリズムの推進	●観光	●		●	●		
	②観光施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入	●観光	●					
	③UDに配慮した案内サイン、観光マップ、パンフレットの充実	●観光	●					

## 5章. 計画管理の進め方

### (1) 本計画のマネジメント

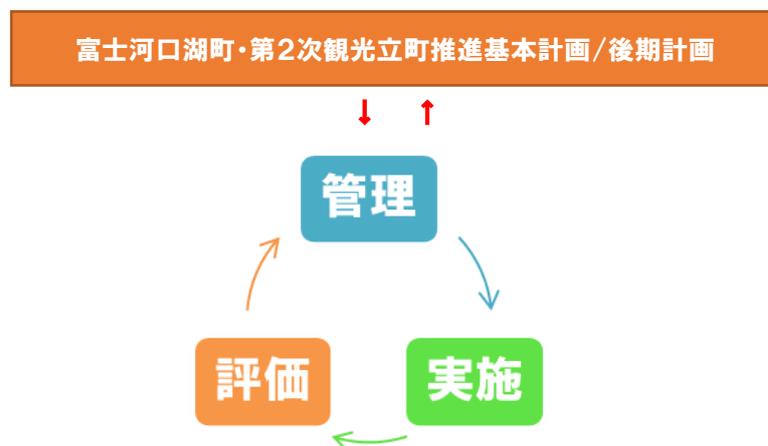
本計画は、2019 年度から 2028 年度の 10 カ年計画であるが、この 10 カ年を 2 期に分けて、計画のマネジメントを行う。



### (2) 計画管理のサイクル

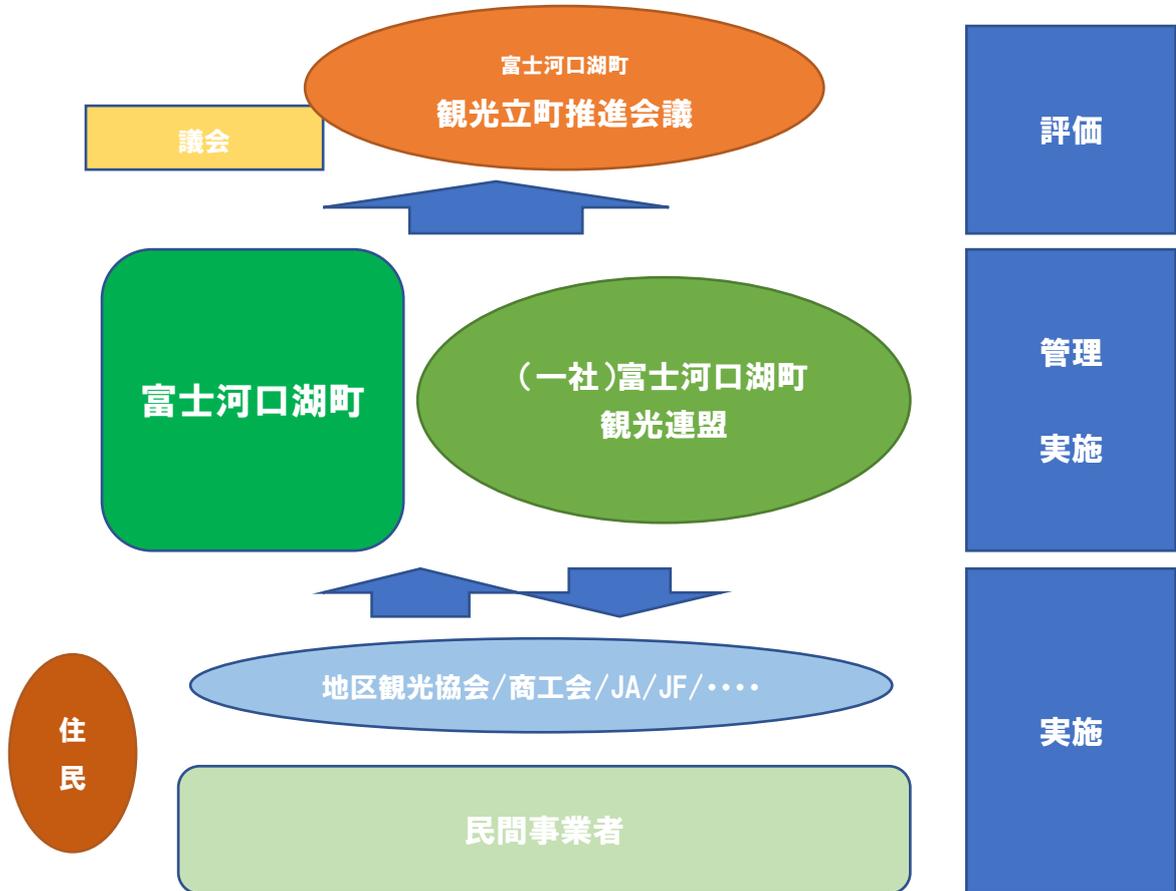
本計画は、毎年、計画の進捗状況等について評価を受けるものとし、以下のようなサイクルによって計画管理が実施されるものとする。

「管理」とは、本計画に位置づけられた 36 の施策（プロジェクト）を着実に「実施」しているかどうかを確認し、その成果を「評価」したうえで、次年度以降の展開（中止も含めた進め方）について判断することを目的とする。



(3) 計画のマネジメント体制

本計画の「計画管理」を担うマネジメント体制は、以下のように展開されるものとする。



<参考資料>

(1) 計画策定の体制

① 推進会議(策定委員会)メンバー

氏名	所属・職名	備考
渡辺 英之	富士河口湖町長	会長
山下 利夫	富士河口湖町議会議員	
外川 誠	河口湖商工会長	
山下 茂	(一社) 富士河口湖町観光連盟理事長	
外川 凱昭	河口湖観光協会長 (富士河口湖町観光連盟理事)	
大野 章	勝山観光協会長 (富士河口湖町観光連盟理事)	
渡辺 良次	精進湖観光協会長 (富士河口湖町観光連盟理事)	
堀内 貴丈	富士河口湖町営業担当部会 会長	
菊地 淑人	山梨大学大学院総合研究部生命環境学域 生命環境学部地域社会システム学科 准教授	

## <参考資料>

### (2)富士河口湖町観光立町推進条例

○富士河口湖町観光立町推進条例

平成 19 年 3 月 22 日

条例第 9 号

#### 目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 基本的施策

第 1 節 富士河口湖町観光立町推進基本計画等(第 7 条・第 8 条)

第 2 節 魅力ある観光地の形成(第 9 条—第 11 条)

第 3 節 観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成(第 12 条・第 13 条)

第 4 節 国際観光の振興(第 14 条・第 15 条)

第 5 節 観光旅行の促進のための観光の整備(第 16 条—第 22 条)

第 3 章 富士河口湖町観光立町推進会議(第 23 条—第 27 条)

#### 附則

歴史的な世界のシンボルであり日本のランドマークとしての「富士山」を湖とともに与えられた富士河口湖町地域は、風光明媚な自然環境の中で豊富な観光資源に恵まれ国内外から多くの観光客を迎えている地域である。

その恵みを受けた当町では、五感文化構想を基軸として観光施策を展開するとともに四季折々のイベントを催行する等、通年型観光地を目指しているところである。また、未来に向けて、更なる誘客促進と国際的な交流・観光への対応、あるいは他の地域間との交流・連携に向けた「世界に向けた観光エリア」としての存続、実現のために歴史的行事と新しい生活様式を織り交ぜたイベントを催行すること等により、日本文化と諸外国文化の融合による日本と世界各地間のコミュニケーションの更なる増進と、当町地域住民また日本国民の更なる国際的文化の向上への啓発が期待されるものと確信しているところである。

同時に、当町の発展は観光振興施策と並行したものであり、当地域の観光産業の振興、発展、醸成は、即ち、地域住民の生活基盤を支えるものとして、かつ、観光事業は、正に、地域住民の生活に密接不可分なものであるといえる。

当町では、これら揺らぐことのない地域の環境を礎にし、「観光立国推進基本法」の目的に準拠した地域における観光産業の国際競争力の強化及び観光振興に寄与する人材の育成をもって、未来に向けて、より一層の国際観光交流に邁進するものである。

よって、ここに、富士河口湖町観光立町の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この条例は、観光立町を実現するための基本理念を定め、町の責務並びに町民、観光事業者(主として観光旅行者を対象として事業を行う事業者その他観光に関連する事業を行う事業者をいう。以下同じ。)及び観光関係団体(観光事業者で組織される団体並びに観光の振興を目的として観光事業者及び行政機関等で組織される団体をいう。以下同じ。)の役割を明らかにするとともに、観光立町の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光立町の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり、本町経済の持続的な発展及び町民生活の向上に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 観光立町の実現に関する施策は、地域における創意工夫を生かした主体的な取り組みを尊重しつつ、魅力ある観光地の形成を図るとともに、観光旅行を推進することは町民が誇りと愛着を持つことができる豊かで活力に満ちた地域社会の形成及び潤いのある町民生活の実現のために重要であるとの認識の下に講じられなければならない。

2 観光立町の実現に関する施策は、町内外の観光旅行者への快適なサービスを提供できる環境を整備するとともに、地域の歴史、文化、伝統等に関する理解を深め、観光振興の担い手となる人材の育成及び地域のおもてなしの向上が図られるよう講じられなければならない。

3 観光立町の実現に関する施策は、本町が世界のシンボルであり日本のランドマークとしての富士山を湖とともに与えられた地域として、自然環境の中の豊富な観光資源を提供すべき役割に鑑み、観光を通じた国際平和及び国際相互理解の増進の観点に立って講じられなければならない。

4 観光立町の実現に関する施策を講じるにあたっては、観光が、町及び地域の経済社会において重要な役割を担っていることに鑑み、町、町民、観光事業者、観光関係団体等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に則り、観光立町の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、町、町民、観光事業者、観光関係団体が、相互に連携して観光の振興に関する取り組みを進められるよう総合調整を行うものとする。

(町民の役割)

第4条 町民は、観光立町の意義に対する理解及び関心を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 町民は、観光旅行者を温かく迎え、地域における観光の振興に関する取り組みに参画するよう努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第5条 観光事業者は、基本理念に則り、事業活動を通じて観光旅行者に快適なサービス及び環境を提供するとともに、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。

2 観光事業者は、町が実施する観光立町の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第6条 観光関係団体は、基本理念に則り、業界及び業種の枠を越えた連携を図りながら事業活動を行うよう努めるとともに、観光情報の発信、観光旅行者の誘致、おもてなしの向上など受入れの体制の整備等に取り組むよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、町が実施する観光立町の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

### 第1節 富士河口湖町観光立町推進基本計画等

(富士河口湖町観光立町推進基本計画)

第7条 町長は、観光立町の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、富士河口湖町観光立町推進基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 観光立町の実現に関する施策についての基本的な方針

(2) 観光立町の実現に関する目標

(3) 観光立町の実現に関し、町が総合的かつ計画的に講じるべき施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、観光立町の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ、町民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、第23条に定める基本富士河口湖町観光立町推進会議の審議を経るものとする。

4 町長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第8条 町は、観光立町の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

### 第2節 魅力ある観光地の形成

(国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成)

第9条 町は、国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保並びに宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設(以下「旅行関連施設」という。)及び公共施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。

(観光資源の活用による魅力ある観光地の形成)

第10条 町は、自然、文化、歴史、産業等に関する観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設等の総合的な整備)

第11条 町は、観光旅行者の国際競争力及び国内競争力の高い観光地への来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備を図るため、道路、駐車場その他の観光の基盤となる交通施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。

### 第3節 観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

#### (観光産業の競争力の強化)

第12条 町は、町内の観光産業の競争力の強化を図るため、観光事業者相互の有機的な連携の促進、観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供の確保、産業、地域の伝統的文化体験施設等を活用した産業観光など地域の産業との連携の促進等に必要な施策を講じるものとする。

#### (観光の振興に寄与する人材の育成)

第13条 町は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者等の知識及び能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等に必要な施策を講じるものとする。

### 第4節 国際観光の振興

#### (外国人観光旅客の来訪の促進)

第14条 町は、外国人観光旅客の来訪の促進による国際観光の振興を図るため、本町の自然、伝統、文化等を生かした海外における観光宣伝活動の重点的かつ効果的な実施、地域内における交通、宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、国際会議、国際交流スポーツ等の誘致の促進、通訳案内のサービスの向上その他外国人観光旅客の受入れ体制の確保等に必要な施策を講じるものとする。

#### (国際相互交流の促進)

第15条 町は、本町と外国との間における経済交流、青少年による国際交流等を通じて、国際観光の振興を図るために必要な施策を講じるものとする。

### 第5節 観光旅行の促進のための観光の整備

#### (観光旅行者の本町への来訪の促進)

第16条 町は、観光旅行者の本町への来訪の促進を図るため、地域内の観光地に関する広報宣伝活動及び観光情報の提供を行うとともに、町内外における広域的に連携した観光の振興に関する取り組みなど必要な施策を講じるものとする。

#### (観光旅行者に対する接遇の向上)

第17条 町は、観光旅行者に対する接遇の向上を図るため、接遇に関する教育の提供、旅行関連施設の整備、自然、文化、歴史、産業等に関する観光資源の紹介の強化、地域の特色を生かした魅力ある商品の開発等に必要な施策を講じるものとする。

#### (観光旅行者の利便の増進)

第18条 町は、観光旅行者の利便の増進のため、高齢者、障害者、外国人等が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備並びにこれらの利便性の向上等に必要な施策を講じるものとする。

#### (観光旅行の安全の確保)

第19条 町は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光における事故の発生の防止等に必要な施策を講じるものとする。

#### (新たな観光旅行の分野の開拓)

第20条 町は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然体験活動、農林水産業に関する体験

活動等を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進のための観光旅行、食文化への理解を深めるための観光旅行、将来の定住につながる滞在型観光旅行その他多様な観光旅行の形態の普及等に必要な施策を講じるものとする。

(観光地における環境及び良好な景観の保全)

第 21 条 町は、観光地における環境及び良好な景観の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動を通じた環境の保全に対する理解の増進、屋外広告物に関する制限等に必要な施策を講じるものとする。

(広報等)

第 22 条 町は、町民の観光立町に対する意識の高揚、おもてなしの心の醸成及び地域における観光の振興に関する取り組みへの参画を促進するため、広報、啓発及び情報の提供に努めるものとする。

### 第 3 章 富士河口湖町観光立町推進会議

(富士河口湖町観光立町推進会議)

第 23 条 町は、基本計画について審議し、及びその実施を推進するため、富士河口湖町観光立町推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(組織等)

第 24 条 推進会議は、会長及び委員 10 人以内をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 委員は、町議会の議員、観光事業者、観光関係団体の長、観光に関する学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 25 条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 26 条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 27 条 この章に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

